

産業廃棄物処理施設・（特別管理）産業廃棄物処分業

許 可 申 請 の 手 引

産業廃棄物処理施設設置許可申請

産業廃棄物処分業許可申請

特別管理廃棄物処分業許可申請

平成 29 年 5 月

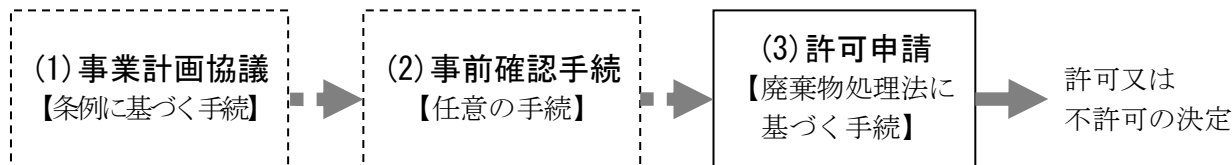
長野県環境部資源循環推進課

はじめに

1 許可申請等に必要の手続

許可申請に当たっては、概ね(1)事業計画協議、(2)事前確認手続、(3)許可申請の順に手続を進めてください。※

【手続の手順】



※ 必要な手続は申請内容により異なりますので、詳細はP 1～3の「産業廃棄物処理施設・（特別管理）産業廃棄物処分業の許可申請等に必要の手続」を参照してください。

(1) 事業計画協議

長野県では、地域の実情に即した廃棄物処理施設の設置及び運営が図られるように「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」（以下「条例」という。）において、事業者と地元住民とが開かれた場において設置計画等について十分に話し合う機会及び地域住民等が知事に生活体験に基づく生活環境保全上の意見を提出できる機会を設けた事業計画協議の実施を定めています。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく許可申請をしようとする者は、その申請に先立ち、この事業計画協議を行う必要があります。

なお、事業計画協議が不要な場合もありますので、詳細はP 1～3の「産業廃棄物処理施設・（特別管理）産業廃棄物処分業の許可申請等に必要の手続」を参照してください。

(2) 事前確認手続

廃棄物処理法に基づく許可申請等をしようとする者は、事業計画協議の有無に関わらず、その申請に先立ちその事業計画の遵法性等について、事前確認手続を受けることができます。

(3) 廃棄物処理法に基づく許可申請

産業廃棄物の処分を業として行おうとする者、産業廃棄物処理施設（廃棄物処理法施行令（以下「政令」という。）第7条に規定するものに限る。）を設置しようとする者は、廃棄物処理法に基づく許可を受ける必要があります。

この手引では、産業廃棄物の処理施設で設置許可が必要なものを「産業廃棄物処理施設」、設置許可が不要なものを「許可不要施設」として区別しています。

このため、産業廃棄物の処分をするために必要となる許可は、以下の3つのパターンがあります。

- ① 業の許可のみ必要（許可不要施設のみ用いて処分業を行う。）
- ② 処理施設の設置許可のみ必要（事業者が自らの産業廃棄物を産業廃棄物処理施設を用いて処分する。）
- ③ 業の許可及び処理施設の設置許可の両方が必要（産業廃棄物処理施設を用いて処分業を行う。）

2 周辺地域への配慮等

産業廃棄物の処理施設を設置する者及び産業廃棄物の処理を行う者は、条例に基づき、周辺地域の生活環境に及ぼす影響に対して十分配慮するとともに関係住民との良好な関係を構築するよう努め、また関係市町村長や関係住民から環境保全協定等の締結を求められたときは、誠実にその求めに応じるよう努める必要があります。

目 次

○ 産業廃棄物処理施設・（特別管理）産業廃棄物 [※] 処分業の許可申請等に必要の手続	1
○ 第1 条例に基づく事業計画協議	5
・計画初期段階における手続のフロー	6
・計画詳細段階における手続のフロー	7
・事業計画協議にあたっての留意点	8
・添付書類等	11
○ 第2 事前確認手続	13
・事前確認手続にあたっての留意点	14
・添付書類等	16
○ 第3 廃棄物処理法に基づく申請・届出等	23
・許可申請のフロー	24
・申請・届出等にあたっての留意点	25
・添付書類等	30
○ 第4 様式集	36
○ 別紙	
別紙1 欠格要件について	121
別紙2 後見等の登記事項証明書について	122
別紙3 （特別管理）産業廃棄物処理業者の帳簿の記載について	123
○ 地域振興局 管轄区域一覧表	124
○ 主な改定内容	125

※ 「（特別管理）産業廃棄物」とは、特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物と特別管理産業廃棄物の両方に係る事項をいいます。

産業廃棄物処理施設・（特別管理）産業廃棄物処分量の許可申請等に必要な手続

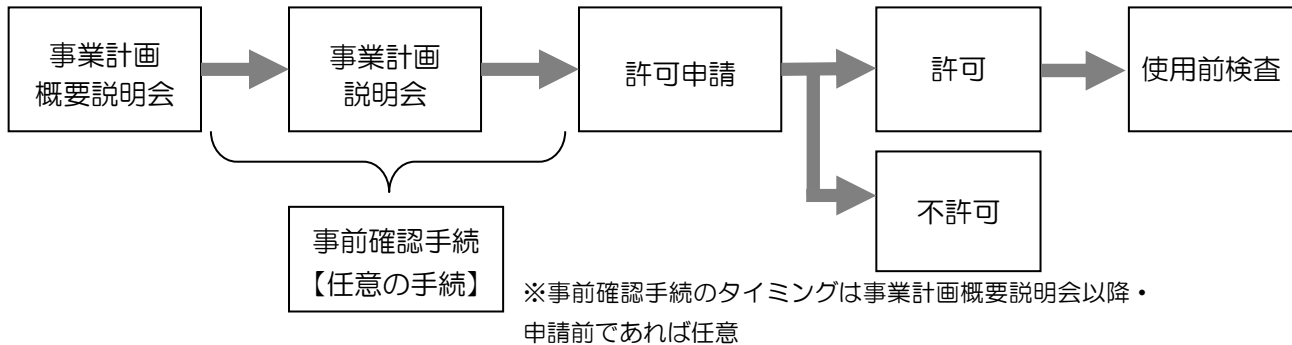
1 産業廃棄物処理施設（許可施設）

(1) 産業廃棄物処理施設の設置（変更）に係る許可申請
 産業廃棄物処理施設の設置（変更）に係る許可申請は、事業計画協議の可否により①又は②の手続となります。

① 事業計画協議を要する産業廃棄物処理施設の設置（変更）許可申請（②以外の場合）

<対象となる申請>

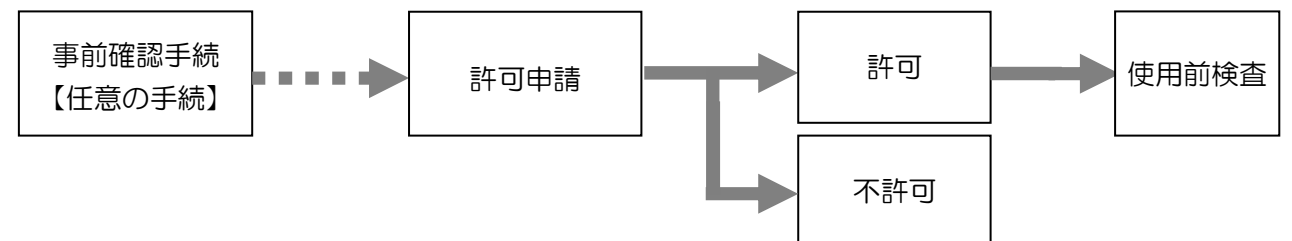
- ・②以外の産業廃棄物処理施設に係る設置（変更）許可申請



② 事業計画協議を要しない産業廃棄物処理施設設置（変更）許可申請

<対象となる申請>

- ・処分量の用に供する施設であって、移動式施設の設置（変更）許可申請
 - ・生活環境保全上の支障を生ずるおそれがないと知事が認める変更に係る施設の変更許可申請
 - ・自社処理施設の設置（変更）許可申請
- (注) 移動式施設であっても、固定式施設として使用する場合は、①の手続が必要です。



- 条例に基づく事業計画協議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【手引P. 5～】
- 事前確認手続・・・【手引P. 13～】
- 廃棄物処理法に基づく許可申請・届出等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【手引P. 23～】

【産業廃棄物処理施設の変更について】
 産業廃棄物処理施設に係る変更であって、下記に掲げる変更をする場合（軽微な変更に係る場合を除く。）には変更許可を受ける必要があります。

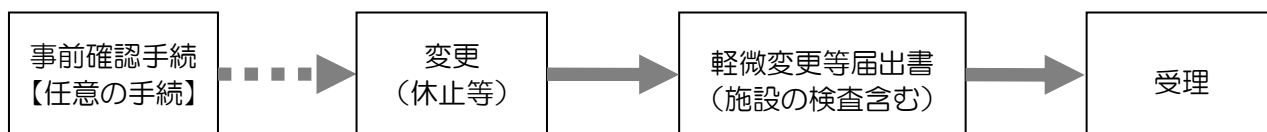
- ・産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
- ・産業廃棄物処理施設の処理能力（最終処分場である場合は、埋立面積及び埋立容量）
- ・産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- ・産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

施設を変更する場合には、当該変更が許可を受ける必要がある事項であるか否か事前に県と相談し、施設の無許可変更とならないよう注意が必要です。

許可を要しない軽微な変更等については、廃棄物処理法施行規則（以下「省令」という。）第12条の8及び第12条の10を参照してください。

(2) 産業廃棄物処理施設の設置（変更）許可申請が不要である産業廃棄物処理施設軽微変更等届出に係る手続き

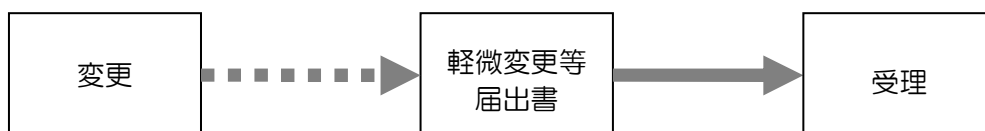
① 軽微変更等届出（廃棄物処理法第 15 条の 2 の 6 第 1 項ただし書きに掲げる軽微な変更）及び施設の休止又は再開



<届出の対象となる軽微な変更>

- ・ 処理能力に係る変更であって、当該処理能力が 10%以上増大しない場合（処理能力が減少する場合を含む。）
- ・ 産業廃棄物処理施設の位置又は処理方式に変更がない場合
- ・ 産業廃棄物処理施設ごとに定められた変更でない場合（省令第 12 条の 8 第 3 号参照）又は生活環境への負荷が増大しない場合
- ・ 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法の変更であって、量の増大に係る変更該当しない場合
- ・ 排ガスの性状・放流水の水質の数値の変更であって周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられる場合、排ガスの性状・放流水の水質の測定頻度の変更であって、測定頻度が高くなる場合、施設の維持管理に関する事項に該当しない場合
- ・ 産業廃棄物処理施設を休止又は再開する場合

② 軽微変更等届出（（4）に掲げる変更以外のその他の変更の場合 ※4）



<届出の対象となる軽微な変更>

- ・ 事業者の氏名（名称）、住所、法人の代表者名、役員等の変更
 - ・ 処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法
 - ・ 最終処分場における埋立処分計画や災害防止計画、産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項の変更等
- 詳しくは廃棄物処理法第 8 条第 2 項第 1 号又は省令第 5 条の 4 各号を参照してください。

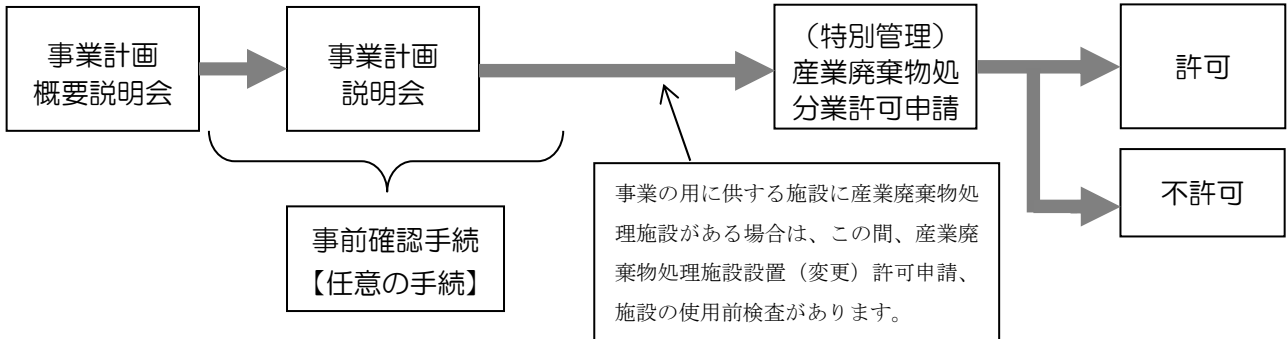
- 事前確認手続・・・【手引 P. 13 へ】
- 廃止、休止又は再開に係る事前確認手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【手引 P. 14 へ】
- 廃棄物処理法に基づく申請・届出等・・・【手引 P. 23 へ】

2 (特別管理) 産業廃棄物処分量

① 新規許可申請及び事業範囲の変更許可申請 (②以外の場合)

<対象となる申請>

- ・②以外の(特別管理)産業廃棄物処分量に係る(変更)許可申請

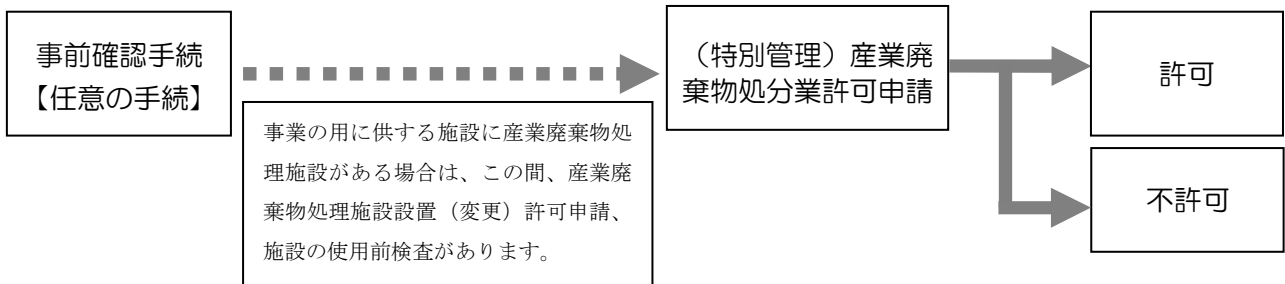


※事前確認手続のタイミングは事業計画概要説明会以降・申請前であれば任意

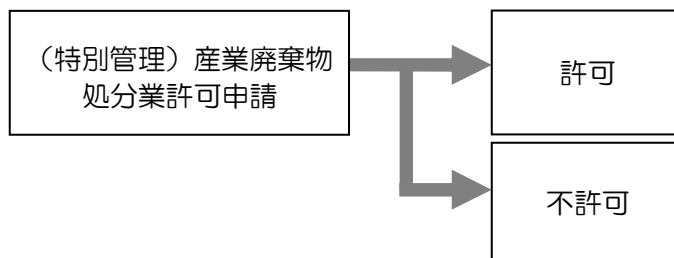
② 新規許可申請及び事業範囲の変更許可申請

<対象となる申請>

- ・事業の用に供する施設として移動式施設のみを用いて処分量を行う場合の(変更)許可申請
- ・生活環境保全上の支障を生ずるおそれがないと知事が認める変更に係る処分量変更許可申請



③ 更新許可申請

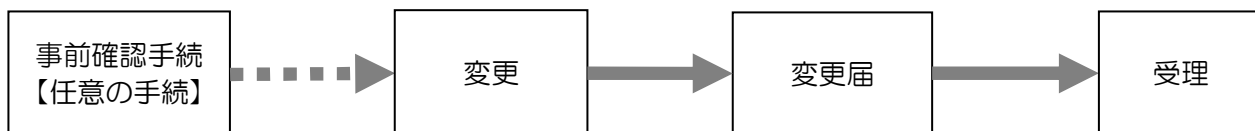


- 条例に基づく事業計画協議 【手引P. 5へ】
- 事前確認手続 【手引P. 13へ】
- 廃棄物処理法に基づく申請・届出等 【手引P. 23へ】

④ 事業の用に供する施設等を変更する場合の手続き（変更届）

＜届出の対象となる変更＞

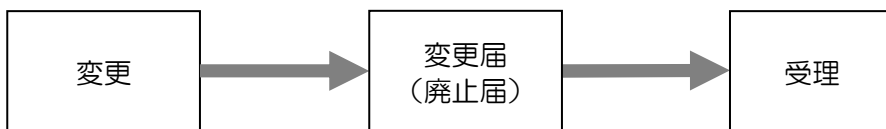
- ・事業の用に供する施設（運搬容器その他これに類するものを除く。）並びにその設置場所及び構造又は規模
- ・保管施設の所在地、面積、保管する（特別管理）産業廃棄物の種類、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ



⑤ 上記④に関する事項以外の変更の手続き（変更届）

＜届出の対象となる変更＞

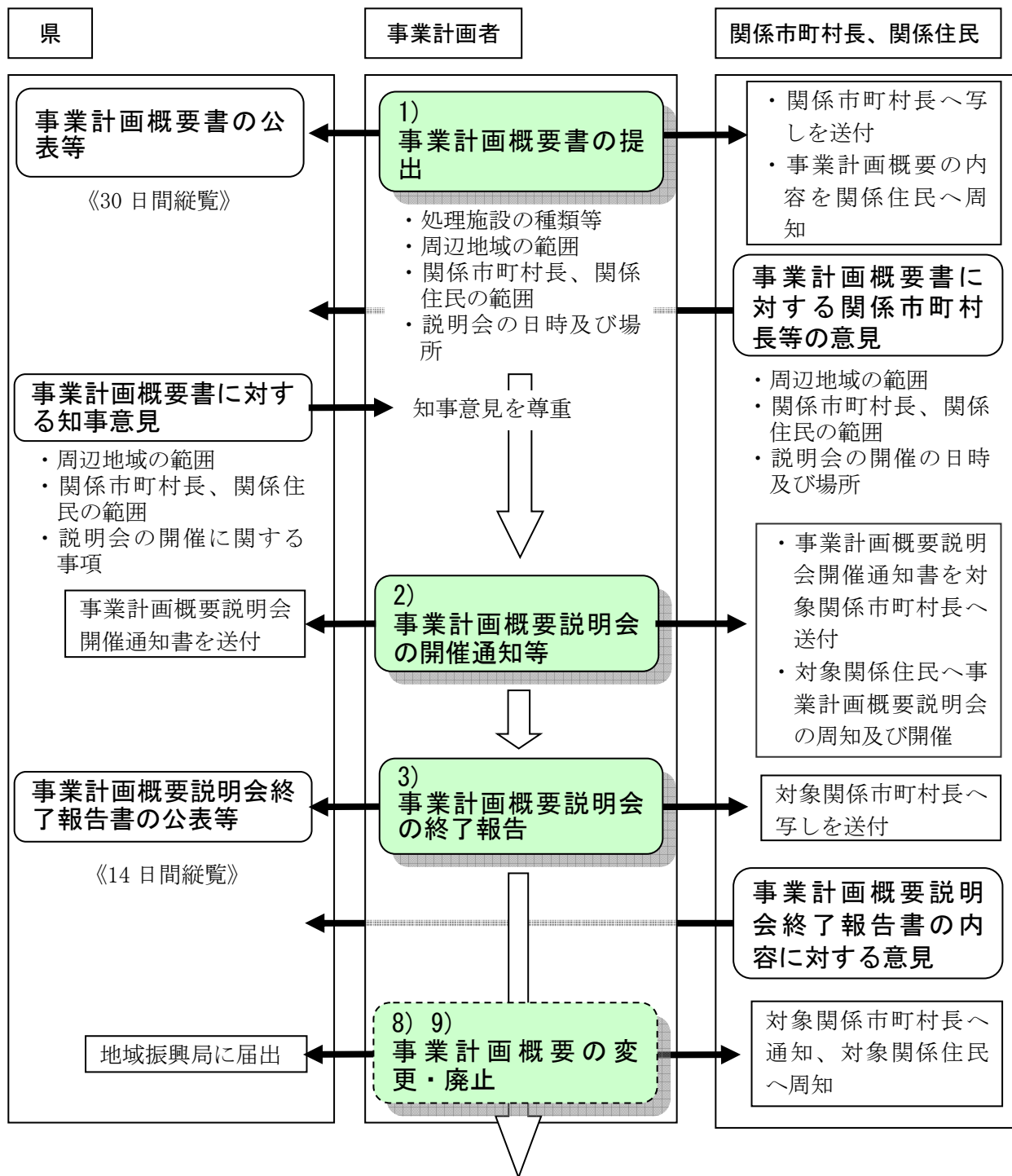
- ・事業の一部廃止又は全部廃止
 - ・氏名又は名称
 - ・事業所の名称
 - ・役員等
 - ・特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物及び廃石綿等を除く。）の性状の分析を行う使用人 等
- 詳しくは廃棄物処理法第 14 条の 2 及び第 14 条の 5、省令第 10 条の 10 及び第 10 条の 23 を参照してください。



- 事前確認手続・・・【手引P. 13 へ】
- 廃棄物処理法に基づく申請・届出等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【手引P. 23 へ】

第1 条例に基づく事業計画協議

計画初期段階における手順のフロー



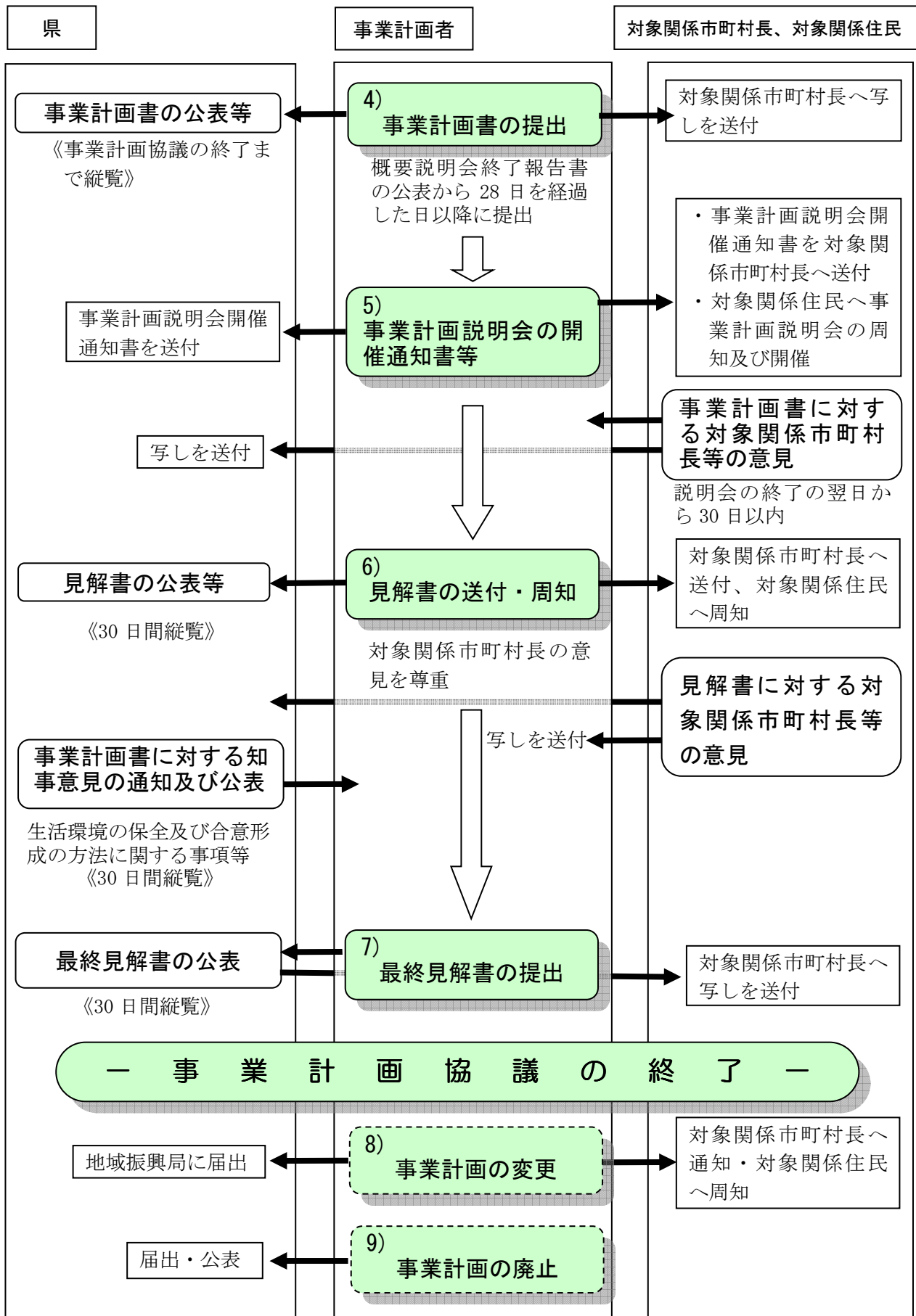
【事前確認手続及び計画詳細段階へ】

【事業内容の事前確認手続について】

事業計画概要説明会終了報告書を提出した後、事業計画者は、許可申請書の提出に先立ち、申請者が行おうとする事業内容が廃棄物処理法の基準及び関係法令に抵触する部分がないかどうか県に確認を求めることができます。

県は、事業内容を事前に確認し、法の基準及び関係法令に抵触する部分がないと判断したときは「事前確認手続に係る内容確認通知書」を送付します（P. 9及びP. 13に説明がありますのでご覧ください。）。

計画詳細段階における手続のフロー



事業計画協議にあたっての留意点

産業廃棄物処理施設の設置許可、（特別管理）産業廃棄物処分業の許可及びこれらの変更許可を受けようとする事業計画者は、条例第 31 条の規定による事業計画協議に関し、下記の手続が必要となります。

ただし、下記に掲げる者については、事業計画協議を行う必要はありません。

- ・ 移動式の処理施設で廃棄物の排出現場においてのみ処理する者
- ・ 自ら排出した廃棄物のみを処理する者
- ・ 更新許可を申請する者
- ・ 生活環境の保全上の支障を生ずるおそれがないと知事が認める変更に係る変更をしようとする者等

1 事業計画概要書又は事業計画書等の提出先

事業計画概要書又は事業計画書等は、産業廃棄物処理施設であるか否かにかかわらず、施設を設置しようとする場所を管轄する地域振興局へ提出してください（地域振興局の管轄区域は巻末の一覧表を参照）。

なお、書類を提出される場合は、事前に管轄地域振興局とご相談ください。

◎ 書類の提出を行政書士等の代理人を通じて行う場合は、提出者等の欄に提出者等に加え代理人の氏名を併記して押印してください。また、委任状（以下の(ア)～(ウ)に留意）を添付してください。

- (ア) 委任の範囲は具体的に記載してください。
- (イ) 行政書士の場合は登録番号（行政書士証票の番号）を記載してください。
- (ウ) 委任状の日付は、提出から3か月以内としてください。

2 提出部数（事業者控え分は含まれていません。）

申請区分 提出書類	政令第7条の2に掲げる施設の設置（変更）許可 ・（特別管理）産業廃棄物処分業新規（変更）許可	産業廃棄物処理施設の設置（変更）許可（政令第7条の2に掲げる施設を除く。）
事業計画概要書 事業計画概要説明会終了報告書 事業計画書 見解書 事業計画変更届出書	3 部	2 部
事業計画概要説明会開催通知書 事業計画説明会開催通知書 事業計画廃止届出書	2 部	1 部
最終見解書	4 部	3 部

※管轄地域振興局以外に周辺地域を管轄する地域振興局がある場合は提出部数が異なりますので、管轄地域振興局にご相談ください。

3 事業計画書等のサイズ

事業計画書等はA4サイズ（日本工業規格A列4番）とします。図面等の大きなものについては、A4サイズに折り込んでください。

4 事業計画の手続等について

(1) 事業計画概要書の提出等について

産業廃棄物処理施設の設置又は（特別管理）産業廃棄物処分業を行う場合は、許可（変更許可）申請を行う前に「事業計画概要書」（様式1）に1-1に掲げる書類を添付し、地域振興局へ提出してください。

また、併せて当該事業計画概要書の写しを関係市町村長へ送付し、事業計画概要の内容を関係住民の相当数が知り得ると認められる方法により周知してください。

⇒ 周辺地域の選定にあたっては、「廃棄物の処理施設の設置等に係る指針」

<http://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/jore/documents/shuhen-chiiki.pdf> を、

事業計画概要及び事業計画に係る説明会実施の詳細は、「廃棄物処理施設の設置等に係る周辺地域への説明会の実施に関する指針」

<http://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/jore/documents/setsumeikai.pdf> をそれぞれ参照してください。

(2) 事業計画概要説明会開催通知書等について

事業計画概要書の提出後、書面により通知される知事意見を参考に、周辺地域の範囲、関係市町村長及び関係住民の範囲*を決定し、事業計画概要説明会の開催日時及び場所を確定してください。

なお、事業計画概要説明会の実施にあたっては「事業計画概要説明会開催通知書」（様式2）に必要な事項を記載し、地域振興局及び対象関係市町村長あて提出するとともに、事前に相当な期間において対象関係住民の相当数が知り得ると認められる方法によって説明会開催に係る周知を行ってから説明会を開催してください。

* 知事の意見に基づいて決定した周辺地域を「対象周辺地域」、関係市町村長を「対象関係市町村長」、関係住民を「対象関係住民」といいます。

(3) 事業計画概要説明会終了報告書等について

事業計画概要説明会が終了した後「事業計画概要説明会終了報告書」（様式3）に必要な事項を記入し、地域振興局へ提出するとともに、当該報告書の写しを対象関係市町村長に送付してください。

<事前確認手続について>

事業計画概要説明会終了報告書を提出した後、事業計画者は、許可申請書の提出に先立ち、申請者が行おうとする事業内容が廃棄物処理法等の基準に抵触する部分がないかどうか県に事前に確認を求めることができます。県は、事業計画の内容を事前に確認し、法の基準に抵触する部分がないと判断したときは「事前確認手続に係る内容確認通知書」を送付します。

なお、この事前確認手続は、その内容、補正の状況等により相応の期間を要します。

事前確認手続の詳細については、「第2 事前確認手続」（手引P. 13）を参照してください。

(4) 事業計画書の提出について

事業計画概要説明会が終了し、事業計画概要説明会終了報告書を提出した後（公表の翌日から28日経過後）「事業計画書」（様式4）に必要な書類（中間処理施設にあつては1-2-1及び1-2-2に掲げる書類、最終処分場にあつては1-2-1及び1-2-3に掲げる書類）を添付して地域振興局に提出するとともに、当該事業計画書の写しを直ちに対象関係市町村長へ送付してください。

また、事業計画書を事業計画協議が終了するまでの間、事業場等に備え置き、対象関係住民が閲覧できるようにしてください。

なお、事前確認手続は、事業計画概要説明会終了報告書を提出した後（公表の翌日から28日経過後）であつて、かつ、許可申請前であればいつでも行うことができます。

(5) 事業計画説明会開催通知書等について

事業計画書の提出後、事業計画説明会を開催するときは「事業計画説明会開催通知書」（様式2）に必要な事項を記載し地域振興局及び対象関係市町村長あて提出するとともに、事前に相当な期間において対象関係住民の相当数が知り得ると認められる方法によって説明会開催に係る周知を行ってから説明会を開催してください。

(6) 見解書の送付・周知について

対象関係市町村長及び対象関係住民等から事業計画書に対する意見書の送付を受けたときは「見解書」（様式5）に必要な事項を記入し、対象関係市町村長へ送付するとともに、当該見解書の内容を対象関係住民の相当数が知り得ると認められる方法により周知を行ってください。

なお、見解書及び意見書の写しを地域振興局へ提出してください（見解書の作成にあたっては、対象関係市町村長の意見を尊重してください。）。

また、見解書を事業計画協議が終了するまでの間、事業場等に備え置き、対象関係住民が閲覧できるようにしてください。

(7) 最終見解書について

事業計画に対する知事の意見を受けたときは、「最終見解書」（様式6）に必要な事項を記載し、地域振興局へ提出してください。なお、当該最終見解書の提出をもって事業計画協議が終了するものとします。

(8) 事業計画等の変更について

事業計画概要書又は事業計画書の記載事項を変更しようとするときは「事業計画変更届出書」（様式7）に必要な事項を記載し、地域振興局へ提出してください。なお、変更届の内容によっては、事業計画協議の手続きの全部又は一部を再度実施するよう知事から勧告されることがあります。

(9) 事業計画の廃止について

事業計画を廃止するときは、「事業計画廃止届出書」（様式8）に必要な事項を記載し、地域振興局へ提出してください。

5 その他

- (1) 産業廃棄物処理施設の設置許可と産業廃棄物処分業の許可を双方とも新規に申請する場合は処分業に係る事業計画協議を行えば処理施設に係る事業計画協議は不要となります。このように、複数の許可申請を行うときは、事前に地域振興局にご相談ください。
- (2) 事業計画者が事業計画協議の一部又は全部を行わずに許可申請等をしたときは、事業計画協議を行うべきことを知事から勧告されることがあります。また、事業計画に対する知事の意見に従わずに許可申請等をしたときは、期限を定めて、その事業計画の内容の変更その他必要な措置を講ずべきことを知事から勧告されることがあります。なお、事業計画者が当該勧告に従わない場合は、その勧告内容が公表されます。

添 付 書 類 等

1-1 事業計画概要書関係

1-1 事業計画概要書

- (1) 設置場所及び付近の見取図
- (2) 処理工程図（処理する産業廃棄物の種類別に記載）
- (3) 処理施設の概要等を示す図面、カタログ等
- (4) 周辺地域の範囲を示す地図等
- (5) その他知事が必要と認める書類

1-2 事業計画書関係

1-2-1 中間処分業及び最終処分業に共通する書類等

- (1) 申請者が法人である場合は、定款又は寄附行為*（原本証明したもの）
※ 定款又は寄附行為に代えて、直前の事業年度における有価証券報告書（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条第1項の規定するもの）を添付することができます。
- (2) 周辺地域の範囲を示す地図等
- (3) 関係法令に基づく手続きが必要とされる場合は、当該手続きがなされていることを証する書類
- (4) 施設の維持管理計画に関する書類（中間処理施設にあつては産業廃棄物処理施設・許可不要施設にかかわらず、省令第12条の6及び第12条の7に規定する産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準への対応状況を示す書類（対照表）を、最終処分場にあつては最終処分場基準省令*第2条第2項に規定する産業廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準への対応状況を示す書類（対照表）を添付すること。）
- (5) その他知事が必要と認める書類

※最終処分場基準省令とは、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号。）」をいう。以下同じ。

1-2-2 中間処分業に関する書類等

- (1) 設置場所及び付近の見取図
- (2) 処理工程図（処理する（特別管理）産業廃棄物の種類別に記載）
- (3) 産業廃棄物処理施設（処理前・処理後の保管施設を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図等、設計計算書・物質収支計算書及び処理施設に関する書類（産業廃棄物処理施設・許可不要施設にかかわらず、省令第12条及び第12条の2に規定する産業廃棄物処理施設の技術上の基準への対応状況を示す書類（対照表）を添付すること。）
※処理後に発生する主な有価物（少量の物（木くずに含まれる釘等）を除く。）の保管について、当該保管の区画を平面図に明示してください。
- (4) 処理の対象となる（特別管理）産業廃棄物の性状を示す書類（特別管理産業廃棄物である汚泥、燃えがら、ばいじん、鉍さい、廃酸、廃アルカリ、廃油は分析表を添付すること。）
- (5) 処理施設の排水、排煙その他生活環境への負荷に関する数値を示す書類及び処理系統図
- (6) 処理施設からの放流経路を示した縮尺10,000分の1以上の地形図
- (7) 処理施設の実験成績表（テストプラントで実験した場合）又は性能を示す書類
- (8) 処理後に排出される（特別管理）産業廃棄物の種類、量及びその処分方法を記載した書類
※ 処理後に排出される（特別管理）産業廃棄物の処分委託先の許可証の写しを提出してください。
- (9) 処理により生産される製品の種類、量を記載した書類
- (10) 予定している生活環境影響調査の項目及び調査の方法を記載した書類並びに調査をしない項

目がある場合には、その理由を記載した書類(省令第11条の3の規定に該当する場合を除く。)
(11) 特別管理産業廃棄物の中間処理に必要な付帯設備の概要を記載した書類

(注) (10)は産業廃棄物処理施設を設置する場合に添付してください。

(11)は特別管理産業廃棄物を処理する場合に添付してください。

1-2-3 最終処分業に関する書類

- (1) 埋立処分する(特別管理)産業廃棄物の種類及びその性状を明らかにする書類
- (2) 埋立処分計画を記載した書類
- (3) 災害防止計画に関する書類
- (4) (特別管理)産業廃棄物の埋立に必要な付帯設備の概要を記載した書類
- (5) 設置場所及び付近の見取図並びに面積・容積計算書
- (6) 処理施設の構造等を明らかにする各種図面及び設計計算書
- (7) 処理施設からの放流水の放流経路を示した縮尺10,000分の1以上の地形図
- (8) 埋立処分地の周囲の地形・地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- (9) 埋立処分地現況写真
- (10) 最終処分場基準省令第2条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場の技術上の基準に適合していることを証する書類
- (11) 埋立完了予想図及び跡地利用計画
- (12) 埋立処分地の管理計画(浸出液の処理計画、浸出液及び地下水の監視計画)
- (13) 当該最終処分場の周縁の地下水について定期的に水質検査を行うため採水ができる設備を有することを証する書類
- (14) 予定している生活環境影響調査の項目及び調査の方法を記載した書類並びに調査をしない項目がある場合には、その理由を記載した書類(省令第11条の3の規定に該当する場合を除く。)
- (15) 受け入れる特別管理産業廃棄物の量及び性状を管理できる付帯設備を備えていることを証する書類

(注) (15)は、特別管理産業廃棄物を処理する場合に添付してください。

第2 事前確認手続

事前確認手続にあたっての留意点

以下の申請等をしようとする者は、条例の手続の有無にかかわらず、行おうとする事業の内容について事前確認手続を受けることができます。

- ・産業廃棄物処理施設の設置（変更）許可申請
- ・産業廃棄物処分業の（変更）許可申請を行おうとする者
- ・産業廃棄物処理施設に係る軽微変更をしようとする者
- ・産業廃棄物処分業に係る処理施設（許可不要施設）
- ・保管施設の変更の届出をしようとする者

1 事前確認手続依頼書提出先

事前確認手続依頼書を提出される場合は、事前に管轄する地域振興局とご相談ください（地域振興局の管轄区域は巻末の一覧表を参照）。

(1) 廃棄物処理施設事前確認手続依頼書（様式 9）

産業廃棄物処理施設を設置しようとする場所を管轄する地域振興局

(2) （特別管理）産業廃棄物処分業事前確認手続依頼書（様式 11）

処分業の用に供する施設（産業廃棄物処理施設・許可不要施設）を設置しようとする場所を管轄する地域振興局

2 提出部数（事業者控え分は含まれていません。）

事前確認手続依頼書の提出部数は原則として次のとおりです。

(1) 廃棄物処理施設事前確認手続依頼書（様式 9）

- ア 政令第7条の2に掲げる施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8部
- イ 上記以外の施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2部

また、周辺地域を管轄する市町村が複数ある場合は提出部数が異なりますので、管轄地域振興局にご確認ください。

(2) （特別管理）産業廃棄物処分業事前確認手続依頼書（様式 11）・・・・・・・・ 3部

ただし、周辺地域を管轄する市町村が複数ある場合、又は上記管轄地域振興局と従前に許可を受けた地域振興局が異なる場合は提出部数が異なりますので、管轄地域振興局にご確認ください。

3 事前確認手続依頼書のサイズ

事前確認手続依頼書は、A4サイズ（日本工業規格A列4番）とします。図面等の大きなものについては、A4サイズに折り込んでください。

4 事前確認手続依頼書の提出

◎ 提出を行政書士等の代理人を通じて行う場合は、依頼者の欄に依頼者に加え代理人の氏名を併記して押印してください。また、委任状（以下の(ア)～(ウ)に留意）を添付してください。

- (ア) 委任の範囲は具体的に記載してください。
- (イ) 行政書士の場合は登録番号（行政書士証票の番号）を記載してください。
- (ウ) 委任状の日付は、提出から3ヶ月以内としてください。

(1) 廃棄物処理施設事前確認手続依頼書について

ア 産業廃棄物処理施設を設置又は変更しようとする者は「廃棄物処理施設事前確認手続依頼書」（様式 9）により必要な書類（中間処理施設にあつては2-1-1及び2-1-2、最終処分場にあつては2-1-1及び2-1-3に掲げる書類）を添付して提出してください。

なお、産業廃棄物処理施設の軽微変更等に係る場合は、変更該当する書類のみを提出してください。

イ 産業廃棄物処理施設を廃棄物処理法第15条の2の6第1項ただし書きに規定する軽微な変更又は廃止、休止若しくは再開しようとする者は、廃棄物処理施設事前確認手続依頼書（様式 9）により必要な書類（中間処理施設にあつては2-2-1、最終処分場にあつては2-2-2に掲げる書類）を添付して提出することができます。

なお、産業廃棄物最終処分場の廃止については、下記(3)に記載しています。

ウ 産業廃棄物最終処分場の埋立を終了しようとする者は、産業廃棄物の最終処分場の埋立終了計画書（様式10）に2-3に掲げる書類を添付して提出することができます。

(2) (特別管理) 産業廃棄物処分業事前確認手続依頼書について

(特別管理) 産業廃棄物処分業において事業の用に供する施設（許可不要施設）や保管施設の変更の届出をしようとする者は、「(特別管理) 産業廃棄物処分業事前確認手続依頼書」（様式11）に必要な書類（中間処理にあつては2-4-1及び2-4-2に掲げる書類のうち必要な書類、最終処分にあつては2-4-1及び2-4-3に掲げる書類のうち必要な書類）を添付して提出してください。

なお、産業廃棄物処理業変更届出に係る変更の場合は、変更事項に該当する書類のみを提出してください。

(3) 産業廃棄物処理施設及び(特別管理) 産業廃棄物処分業に係る事前確認手続を同時に依頼する場合について

当該業の用に供する目的で産業廃棄物処理施設を設置しようとする場合は「産業廃棄物処理施設事前確認手続依頼書」（様式9）及び「(特別管理) 産業廃棄物処分業事前確認手続依頼書」（様式11）にそれぞれ必要な書類を添付して提出してください。

公的機関の証明書の原本写しの提出について

公的機関の証明書（商業・法人登記の登記事項証明書等）の提出は原則原本としますが、地域振興局の確認を受けたものにあつては原本写しをもって代えることができます。（この場合必ず原本を持参又は送付してください。）

添 付 書 類 等

※印がついている添付書類等については、P. 19に説明がありますのでご覧ください。

2-1 廃棄物処理施設事前確認手続依頼書関係

- 必ず添付する書類（該当のない項目については省略可能）
 変更事項に該当する場合に添付が必要な書類
 添付不要な書類

2-1-1 産業廃棄物処理施設に関する書類等 (中間処理施設、最終処分場共通)	新規許可	変更許可	変更届
(1) 事業計画の概要を記載した書類（事業目的、事業概要、フローシート（処理する産業廃棄物の種類ごとに発生から最終処分までの流れが記載されたもの））	○	○	○
(2) 申請者が法人である場合、定款又は寄附行為（原本証明したもの）及び商業・法人登記の登記事項証明書※ ¹	○	□	-
(3) 申請者が法人である場合、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表※ ² 、直前3年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（納税証明書（その1））※ ³	○	□	-
(4) 申請者が個人である場合、資産に関する調書（様式31）、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（確定申告書の写し、確定申告書の別表の写し等の関係書類及び納税証明書（その1））	○	□	-
(5) 関係法令に基づく手続が必要とされる場合、当該手続がなされていることを証する書類* *移動式施設設置者は、添付不要です。	○	□	□
(6) 施設の維持管理計画に関する書類（中間処理施設にあつては省令第12条の6及び第12条の7に規定する産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準への対応状況を示す書類（対照表）を、最終処分場にあつては最終処分場基準省令第2条第2項に規定する産業廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準への対応状況を示す書類（対照表）を添付すること。）	○	□	□
(7) 法第14条第17項又は法第14条の4第18項の規定による帳簿の様式（データは不要）及びその管理方法を記載した書類（様式32）（別紙3参照） <u>（自社処理施設設置者を除く。）</u>	○	□	□
(8) 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金調達方法を記載した書類（様式29）	○	□	□
(9) 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類（（一財）日本環境衛生センターが実施する廃棄物処理施設技術管理者講習を受講した者にあつては認定証の写し又は技術管理者の実務経験を証する書類及び履歴書）	○	□	-
(10) 廃棄物の処理施設設置（産業廃棄物処理施設を承継（譲受け・借受け、設置者の合併・分割又は相続）する場合を含む。）に関する関係住民への説明会の経過を記した書類（説明会で出された意見・質問、意見・質問に対する回答又は対応等を記載した書類並びに関係住民に対する説明資料の写しを含む。）*（注） *地元と環境保全協定を結んだ場合は、当該協定書の写し（協定に基づき協議が行われたことを証する書類を含む。）を提出することにより、説明会の経過を記した書類に置き換えることができます。	○	□	-
(11) 予定している生活環境影響調査の項目及び調査の方法を記載した書類並びに調査をしない項目がある場合には、その理由を記載した書類 <u>（省令第11条の3の規定に該当する場合を除く。）</u> *移動式処理施設の場合は、施設から5m程度離れた地点での騒音、振動等の測定を行い、環境への影響を調査します。（装置メーカーによる測定データの提出も可とする。）	○	□	□

(12) その他知事が必要と認める書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>(注) (10)の添付書類について、以下のいずれかに該当する者は添付不要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例に基づく事業計画協議の途中で事前確認手続きを受ける者 ・ 移動式施設設置者 ・ 生活環境保全上の支障を生じるおそれがないと認められる変更を行おうとする者 			

2-1-2 産業廃棄物中間処理施設に関する書類等	新規許可	変更許可	変更届
(1) 設置場所及び付近の見取図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 処理工程図（処理する産業廃棄物の種類別に記載）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 産業廃棄物処理施設（処理前・処理後の保管施設を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図等、設計計算書・物質収支計算書及び処理施設に関する書類（省令第12条及び第12条の2に規定する施設の技術上の基準への対応状況を示す書類（対照表）を添付すること。） ※処理後に発生する主な有価物（少量の物（木くずに含まれる釘等）を除く。）の保管について、当該保管の区画を平面図に明示してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) 処理の対象となる（特別管理）産業廃棄物の性状を示す書類（特別管理産業廃棄物である污泥、燃えがら、ばいじん、鉦さい、廃酸、廃アルカリ、廃油は分析表を添付すること。）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5) 処理施設の排水、排煙その他生活環境への負荷に関する数値を示す書類及び処理系統図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6) 処理施設からの放流経路を示した縮尺10,000分の1以上の地形図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(7) 処理施設の実験成績表（テストプラントで実験した場合）又は性能を示す書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(8) 処理後に排出される（特別管理）産業廃棄物の種類、量及びその処分方法を記載した書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(9) 処理により生産される製品の種類、量を記載した書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(10) 公図の写し（敷地境界、処理施設及び保管施設等の位置を明示したもの）及び不動産登記の登記事項証明書 ^{*1} 又は土地を使用する権原を有することを証する書類及び施設を使用する権原を有することを証する書類（申請者が所有権を有しない場合は、賃貸借契約書の写し。） ^{*4}	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

2-1-3 産業廃棄物最終処分場に関する書類等	新規許可	変更許可	変更届
(1) 埋立処分する（特別管理）産業廃棄物の種類及びその性状を明らかにする書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 埋立処分計画を記載した書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 災害防止計画に関する書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) （特別管理）産業廃棄物の埋立に必要な付帯設備の概要を記載した書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5) 設置場所及び付近の見取図並びに面積・容積計算書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6) 処理施設の構造等を明らかにする各種図面及び設計計算書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(7) 処理施設からの放流水の放流経路を示した縮尺10,000分の1以上の地形図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(8) 埋立処分地の周囲の地形・地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(9) 埋立処分地現況写真	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(10) 公図の写し（敷地境界、最終処分場等の位置を明示したもの）及び不動産登記の登記事項証明書 ^{*1} 又は土地を使用する権原を有することを証する書類（申請者が所有権を有しない場合は、賃貸借契約書の写し。） ^{*5}	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(11) 最終処分場基準省令第2条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場の技術上の基	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

準に適合していることを証する書類			
(12) 埋立完了予想図及び跡地利用計画	○	□	□
(13) 埋立処分地の管理計画（浸出液の処理計画、浸出液及び地下水の監視計画）	○	□	□
(14) 当該最終処分場の周縁の地下水について定期的に水質検査を行うため採水ができる設備を有することを証する書類	○	□	□

2-2 産業廃棄物処理施設の廃止、休止、再開に関する書類等

2-2-1 産業廃棄物中間処理施設に関する書類等

廃止	(1) 廃止の理由を記載した書類
	(2) 現在取り引きしている産業廃棄物の扱いを記載した書類
	(3) 施設の維持管理計画書
	(4) 施設の管理予定者の住所、氏名、電話番号
	(5) 設置場所及び付近の見取図並びに面積・容積計算書
	(6) その他知事が必要と認める書類
休止	(1) 休止の理由を記載した書類
	(2) 現在取り引きしている産業廃棄物の扱いを記載した書類
	(3) 施設の維持管理計画書
	(4) 施設の管理予定者の住所、氏名、電話番号
	(5) 再開の見通しを記載した書類
	(6) その他知事が必要と認める書類
再開	(1) 再開の理由を記載した書類
	(2) 事業計画の概要を記載した書類
	(3) 施設及び設備の維持管理の状況を示す書類
	(4) 技術上の基準に適合していることを証する書類
	(5) その他知事が必要と認める書類

2-2-2 産業廃棄物最終処分場に関する書類等

休止	(1) 休止の理由を記載した書類
	(2) 再開の見通しを記載した書類
	(3) 休止する最終処分場の現況を明らかにする図面（平面図、立面図、断面図及び構造図）
	(4) 休止する埋立処分地の周囲の地形を明らかにする書類及び図面
	(5) 休止する埋立処分地の現況写真
	(6) 技術上の基準に適合していることを証する書類
	(7) 休止する埋立処分地の年度別管理状況（埋立開始時から現在までの浸出液の処理状況、浸出液及び地下水の監視状況等の実施データ）
	(8) 休止中の埋立処分地の管理計画（浸出液の処理計画、浸出液及び地下水の監視計画）
	(9) 休止する埋立処分地の管理責任者の住所、氏名、資格内容
	(10) その他知事が必要と認める書類
再開	(1) 再開の理由を記載した書類
	(2) 事業計画の概要を記載した書類
	(3) 施設及び設備の維持管理の状況を示す書類
	(4) 技術上の基準に適合していることを証する書類
	(5) その他知事が必要と認める書類

2-3 産業廃棄物最終処分場埋立終了に関する書類等	
(1)	埋立終了時の当該最終処分場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
(2)	現在取り引きしている産業廃棄物の扱いを記載した書類
(3)	埋立処分の終了から廃止までの間の維持管理の方法を明らかにする書類
(4)	石綿含有産業廃棄物を埋め立てた場合は、石綿含有産業廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面
(5)	当該最終処分場の現況写真
(6)	技術上の基準に適合していることを証する書類
(7)	跡地利用の計画概要を記載した書類
(8)	当該最終処分場の維持管理記録を記載した書類（埋立中の浸出液の処理状況、浸出液及び地下水の水質検査データなど）
(9)	その他知事が必要と認める書類

2-4 (特別管理) 産業廃棄物処分業事前確認手続依頼書関係

- 必ず添付する書類（該当のない項目については省略可能）
 変更事項に該当する場合に添付が必要な書類
 添付不要な書類

2-4-1 中間処分業及び最終処分業に共通する書類等		新規許可	変更許可	変更届
(1)	事業計画の概要を記載した書類（事業目的、事業概要、フローシート（処理する産業廃棄物の種類ごとに発生から最終処分までの流れが記載されたもの））	○	○	○
(2)	申請者が法人である場合、定款又は寄附行為（原本証明したもの）及び商業・法人登記の登記事項証明書 ^{*1・4}	○	□	—
(3)	事業本拠地の所在を示す略図	○	□	□
(4)	事業の開始に要する資金*の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（様式30） *変更許可、変更届にあつては「事業の変更に要する資金」	○	□	□
(5)	申請者が法人である場合、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表 ^{*2} 、直前3年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（納税証明書（その1）） ^{*3・4}	○	□	—
(6)	申請者が個人である場合、資産に関する調書（様式31）、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（確定申告書の写し、確定申告書の別表の写し等の関係書類及び納税証明書（その1））	○	□	—
(7)	関係法令に基づく手続が必要とされる場合、当該手続がなされていることを証する書類* *移動式施設設置者は、添付不要です。	○	□	□
(8)	業務を行うに足る技術的能力を説明する書類（（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（処分課程）を修了した者にあつては、その修了証の写し） ^{*6}	○	□	—
(9)	廃棄物の処理施設設置（産業廃棄物処理施設を承継（譲受け・借受け、設置者の合併・分割又は相続）する場合を含む。）に関して関係住民への説明会の経過を記した書類（説明会で出された意見・質問、意見・質問に対する回答又は対応等を記載した書類並びに関係住民に対する説明資料の写しを含む。）*（注） *地元と環境保全協定を結んだ場合は、当該協定書の写し（協定に基づき協議が行われたことを証する書類を含む。）を提出することにより、説明会の経過を記した書類に置き換えることができます。	○	□	□
(10)	施設の維持管理計画に関する書類（中間処理施設にあつては産業廃棄物処理施	○	□	□

設・許可不要施設にかかわらず、省令第 12 条の 6 及び第 12 条の 7 に規定する産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準への対応状況を示す書類（対照表）を、最終処分場にあつては最終処分場基準省令第 2 条第 2 項に規定する産業廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準への対応状況を示す書類（対照表）を添付すること。）			
(11) 法第 14 条第 17 項又は法第 14 条の 4 第 18 項の規定による帳簿及びその管理方法を記載した書類（様式 32）（別紙 3 参照）	○	□	—
(12) その他知事が必要と認める書類	○	□	□
<p>(注) (9)の添付書類について、以下のいずれかに該当する者は添付不要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例に基づく事業計画協議の途中で事前確認手続きを受ける者 ・ 移動式施設設置者 ・ 生活環境保全上の支障を生じるおそれがないと認められる変更を行おうとする者 			

2-4-2 中間処分業に関する書類等	新規許可	変更許可	変更届
(1) 設置場所及び付近の見取図	○	□	□
(2) 処理工程図（処理する（特別管理）産業廃棄物の種類別に記載）	○	□	□
(3) 事業の用に供する施設（処理前・処理後の保管施設を含む。）の構造を明らかにする平面図*、立面図、断面図、構造図等、設計計算書・物質収支計算書及び処理施設に関する書類（省令第12条及び第12条の2に規定する施設の技術上の基準への対応状況を示す書類（対照表）を添付すること。） * 処理後に発生する主な有価物（少量の物(木くずに含まれる釘等)を除く。）の保管について、当該保管の区画を平面図に明示してください。	○	□	□
(4) 処理の対象となる（特別管理）産業廃棄物の性状を示す書類（特別管理産業廃棄物である汚泥、燃えがら、ばいじん、鉍さい、廃酸、廃アルカリ、廃油は分析表を添付すること。）	○	□	□
(5) 処理施設の排水、排煙その他生活環境への負荷に関する数値を示す書類及び処理系統図	○	□	□
(6) 処理施設からの放流経路を示した縮尺 10,000 分の 1 以上の地形図	○	□	□
(7) 処理施設の実験成績表（テストプラントで実験した場合）又は性能を示す書類	○	□	□
(8) 処理後に排出される（特別管理）産業廃棄物の種類、量及びその処分方法を記載した書類 ※ 処理後に排出される（特別管理）産業廃棄物の処分委託先の許可証の写しを提出してください。	○	□	□
(9) 処理により生産される製品の種類、量を記載した書類	○	□	□
(10) 公図の写し（敷地境界、処理施設及び保管施設等の位置を明示したもの）及び不動産登記の登記事項証明書* ¹ 又は土地を使用する権原を有することを証する書類及び施設を使用する権原を有することを証する書類（申請者が所有権を有しない場合は、賃貸借契約書の写し。）* ⁵	○	□	□
(11) 特別管理産業廃棄物の中間処理に必要な付帯設備の概要を記載した書類	○	□	□
(12) 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が、当該分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類	○	□	—
(注) (11)、(12)は特別管理産業廃棄物を処理する場合に添付してください。（感染性産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物である廃石綿のみを処理する場合は添付不要です。）			

2-4-3 最終処分業に関する書類等	新規許可	変更許可	変更届
(1) 埋立処分する（特別管理）産業廃棄物の種類及びその性状を明らかにする書類	○	□	□
(2) 埋立処分計画を記載した書類	○	□	□
(3) 災害防止計画に関する書類	○	□	□
(4) （特別管理）産業廃棄物の埋立に必要な付帯設備の概要を記載した書類	○	□	□
(5) 設置場所及び付近の見取図並びに面積・容積計算書	○	□	□
(6) 処理施設の構造等を明らかにする各種図面及び設計計算書	○	□	□
(7) 処理施設からの放流水の放流経路を示した縮尺 10,000 分の 1 以上の地形図	○	□	□
(8) 埋立処分地の周囲の地形・地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面	○	□	□
(9) 埋立処分地現況写真	○	□	□
(10) 公図の写し（敷地境界、最終処分場等の位置を明示したもの）及び不動産登記の登記事項証明書 ^{※1} 又は土地を使用する権原を有することを証する書類（申請者が所有権を有しない場合は、賃貸借契約書の写し。） ^{※5}	○	□	□
(11) 最終処分場基準省令第2条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場の技術上の基準に適合していることを証する書類	○	□	□
(12) 埋立完了予想図及び跡地利用計画	○	□	□
(13) 埋立処分地の管理計画（浸出液の処理計画、浸出液及び地下水の監視計画）	○	□	□
(14) 当該最終処分場の周縁の地下水について定期的に水質検査を行うため採水ができる設備を有することを証する書類	○	□	□
(15) 受け入れる特別管理産業廃棄物の量及び性状を管理できる付帯設備を備えていることを証する書類	○	□	□
(16) 特別管理産業廃棄物の埋立処分に当たり必要な性状の分析を行う者が、特別管理産業廃棄物について十分な知識及び技能を有することを証する書類	○	□	-
（注）（15）、（16）は、特別管理産業廃棄物を処理する場合に添付してください。特別管理産業廃棄物である廃石綿のみを処理する場合は添付不要です。）			

※1 不動産登記の登記事項証明書（現在事項証明書又は全部事項証明書）及び商業・法人登記の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）を添付する場合には、申請日前3か月以内に発行されたものを添付してください。

商業・法人登記の登記事項証明書について、新規許可申請の場合は「現在事項全部証明書」、新規許可申請以外の場合は「履歴事項全部証明書」を添付してください。

※2 損益計算書について、一般管理費明細書及び製造原価明細書を作成している場合には、当該書類を添付してください。

なお、次のいずれかに該当する場合は、「長期的財務計画書」（様式33）を添付し、また、全てに該当する場合は、客観的に経理的基礎を有するか否か判断できる書類として、中小企業診断士又は公認会計士による診断書及び長期的財務計画書を添付してください。

- ・次期への繰越損失がある
- ・3年間の平均経常損益が赤字、かつ、直前期の経常損益が赤字
- ・債務超過

※3 設立3年未満の法人の場合は、存在する財務諸表（初年度決算未到来の場合は、申請日直近で貸借対照表を作成してください。）、納税証明書及び今後3年間の財務計画を記載した長期的財務計画書（様式33を参考）を提出してください。

※4 経理的基礎に係る添付書類（直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類）並びに定款又は寄附行為及び商業・法人登記の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）に代えて、直前の事業年度における有価証券報告書（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条第1項の規定するもの）を添付することができます。

- ※5 所有権を有することを証する書類（不動産登記の登記事項証明書等）は、取得等が見込みの場合はその旨を説明する書類を添付し、許可申請時に所有権を有することを証する書類を必ず添付してください。

公的機関の証明書の原本写しの提出について

公的機関の証明書（商業・法人登記の登記事項証明書等）の提出は原則原本としますが、地域振興局の確認を受けたものにあつては原本写しをもって代えることができます。（この場合必ず原本を持参又は送付してください。）

※6

ア 新規許可に係る事前確認の場合

提出日前5年以内の新規課程修了証の写し。ただし、既に他の自治体の同種の許可を有している場合は、提出日前2年以内の更新課程修了証の写しでも可。

イ 変更許可に係る事前確認の場合

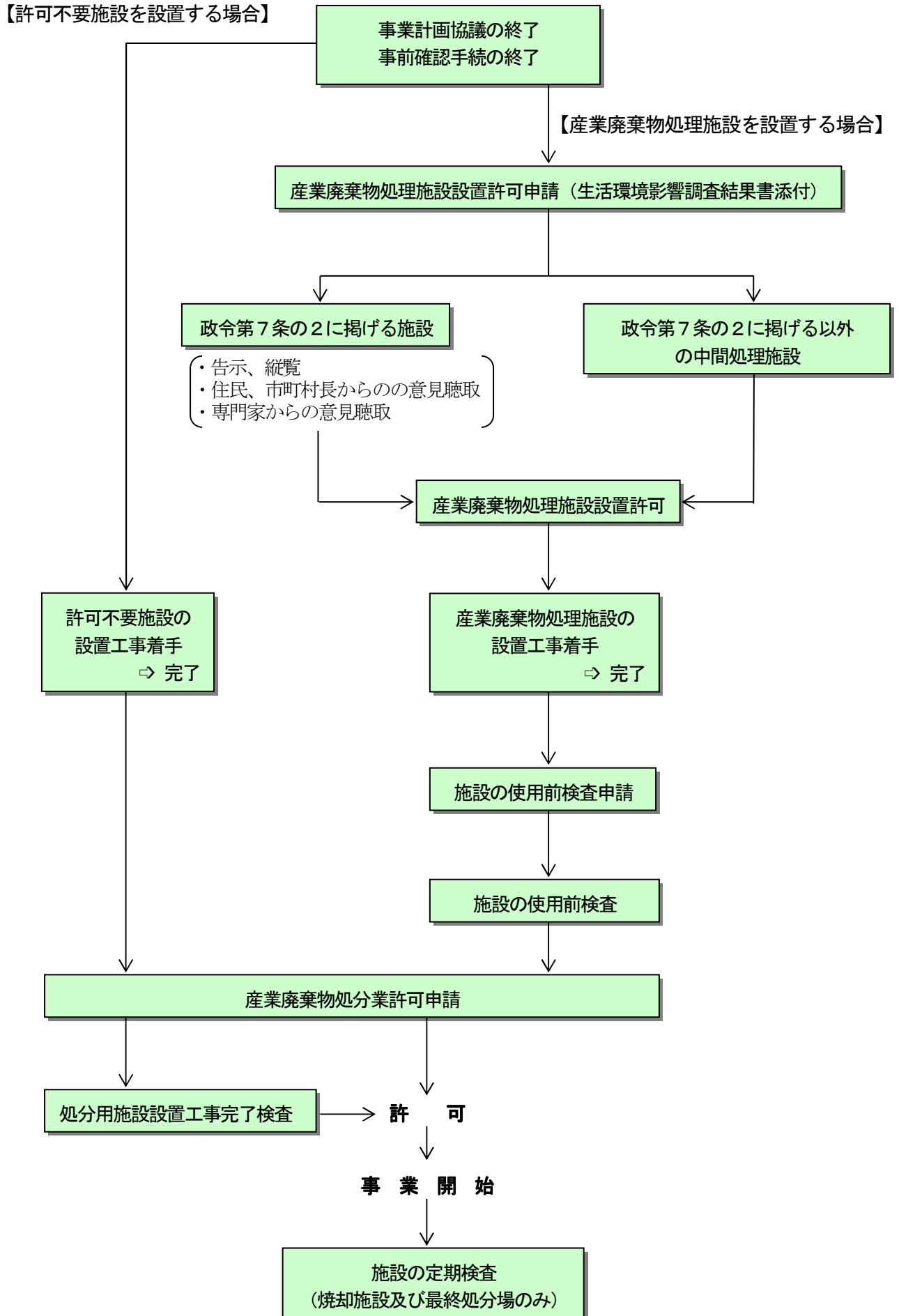
提出日の直近の新規課程修了証の写し、又は更新課程修了証の写し

（注）次に掲げる者が、講習会を修了した者又はこれと同等の知識及び技能を有すると認められる者であることが必要です。

- ・申請者が法人である場合は、その代表者若しくはその業務を行う役員又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者
- ・申請者が個人である場合は、当該者又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者

第3 廃棄物処理法に基づく申請・届出等

許可申請のフロー



申請・届出等にあたっての留意点

廃棄物処理法の規定に基づく申請・届出等に係る手続については、下記のとおりです。

1 申請書等提出先

申請書等を提出される場合は、事前に地域振興局とご相談ください（郵送で受け付けることができる場合があります。）。（地域振興局の管轄区域は巻末の一覧表を参照）。

- (1) (特別管理) 産業廃棄物処分量に係る申請書等
(特別管理) 産業廃棄物処分量を行おうとする事業所の所在地を管轄する地域振興局
- (2) 産業廃棄物処理施設設置に係る申請書等
産業廃棄物処理施設を設置しようとする場所を管轄する地域振興局

2 提出部数（事業者控え分は含まれていません。）

許可申請書等各種書類の提出部数は原則として次のとおりです。

- (1) 産業廃棄物処理施設設置許可申請書
 - ① 政令第7条の2に掲げる施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9部
 - ② 中間処理施設（政令第7条の2に掲げる施設を除く。）・・・・・・ 1部
- (2) 産業廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書・・・・・・・・・・ 2部
- (3) 産業廃棄物処理施設合併・分割認可申請書・・・・・・・・・・ 2部
- (4) 産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書
 - ① 政令第7条の2に掲げる施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2部
 - ② 中間処理施設（政令第7条の2に掲げる施設を除く。）・・・・・・ 1部
- (5) 産業廃棄物処理施設定期検査申請書・・・・・・・・・・ 2部
- (6) 産業廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書・・・・・・・・・・ 2部
- (7) 産業廃棄物最終処分場廃止確認申請書・・・・・・・・・・ 2部
- (8) (特別管理) 産業廃棄物処分量許可（変更許可）申請書・・・・・・・・ 2部
- (9) (特別管理) 産業廃棄物処理業変更（廃止）届出書・・・・・・・・・・ 2部

3 申請手数料

許可申請（更新許可・変更許可を含む。）には申請手数料が必要ですので、長野県収入証紙を購入の上、許可申請書等に貼付してください。手数料の額は次のとおりです（長野県手数料徴収条例（平成12年条例第2号。））。

なお、申請を取り下げの場合には、申請手数料は返戻しません。

- | | |
|------------------------------|----------|
| (1) 産業廃棄物処理施設の設置の許可 | |
| ① 政令第7条の2に掲げる施設 | 140,000円 |
| ② 中間処理施設（政令第7条の2に掲げる施設を除く。） | 120,000円 |
| (2) 産業廃棄物処理施設の変更の許可 | |
| ① 政令第7条の2に掲げる施設 | 130,000円 |
| ② 中間処理施設（政令第7条の2に掲げる施設を除く。） | 110,000円 |
| (3) 産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可 | 94,000円 |
| (4) 産業廃棄物処理施設の設置者の合併又は分割の認可 | 94,000円 |
| (5) 産業廃棄物処分量の許可 | 100,000円 |
| (6) 産業廃棄物処分量の許可の更新 | 94,000円 |
| (7) 産業廃棄物処分量の事業範囲の変更の許可 | 92,000円 |
| (8) 特別管理産業廃棄物処分量の許可 | 100,000円 |
| (9) 特別管理産業廃棄物処分量の許可の更新 | 95,000円 |
| (10) 特別管理産業廃棄物処分量の事業範囲の変更の許可 | 95,000円 |

【長野県収入証紙の販売先について】

長野県収入証紙は、知事の指定した売りさばき場所 (<http://www.pref.nagano.lg.jp/kaikei/kurashi/kenze/shoshi/urisabaki/index.html>) で購入できます。

また、長野県庁生活協同組合においては、現金書留又は銀行振込により購入できます。
連絡先 長野県庁生活協同組合 026-233-4071

4 申請書等のサイズ

申請書等は、A4サイズ（日本工業規格A列4番）とします。図面等の大きなものについては、A4サイズに折り込んでください。

5 許可申請書等の提出

◎ 申請・届出を行政書士等の代理人を通じて行う場合は、申請者・届出者の欄に申請者・届出者に加え代理人の氏名を併記して押印してください。また、委任状（以下の(7)～(9)に留意）を添付してください。

(7) 委任の範囲は具体的に記載してください。

(8) 行政書士の場合は登録番号（行政書士証票の番号）を記載してください。

(9) 委任状の日付は、申請・届出から3か月以内としてください。

(1) 産業廃棄物処理施設について

ア 産業廃棄物処理施設設置許可申請について

事業計画協議及び事前確認手続終了後、「産業廃棄物処理施設設置許可申請書」（様式12）に3-1に掲げる書類を添付して申請してください。なお、添付書類の省略については、6を参照してください。

イ 産業廃棄物処理施設変更許可申請について

産業廃棄物処理施設の処理能力（10%以上の増加）や位置、処理方式及び構造等を変更する場合は、事前確認手続及び事業計画協議終了後、「産業廃棄物処理施設変更許可申請書」（様式13）に3-1に掲げる書類を添付して申請してください。

なお、添付書類の省略については、6を参照してください。

ウ 産業廃棄物処理施設使用前検査申請について

設置（変更）許可後に、施設の設置工事を行い、完了したところで、「産業廃棄物処理施設使用前検査申請書」（様式14）に関係図面、工事写真等を添えて2部提出し、検査を受けてください。

エ 産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書について

産業廃棄物処理施設について、軽微な変更を行った場合（設置者の氏名又は名称、住所、法人の役員等の変更等、廃棄物処理法15条の2の6第1項ただし書の軽微な変更又は法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第3項の産業廃棄物処理施設の廃止、休止若しくは再開に係るものを除く。）は、遅滞なく、「産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書」（様式15）に、変更した部分に係る書類を添えて提出してください。法人の役員等の変更の場合、「役員等の変更に係る新旧対照表」（様式34）を添付してください。

オ 産業廃棄物処理施設の承継（譲受け・借受け、設置者の合併・分割、相続）について

産業廃棄物処理施設を譲受け又は借受ける場合は「産業廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書」（様式19）に3-3-1に掲げる書類を、設置者が合併・分割する場合は「合併・分割認可申請書」（様式20）に3-3-2に掲げる書類を、相続する場合は「相続届出書」（様式22）に3-3-3に掲げる書類を添付して提出してください。

なお、合併・分割の場合には、合併・分割による登記を行った後、「法人の合併（分割）の登記に係る登記事項証明書届出書」（様式21）に、合併・分割認可に係る産業廃棄物処理施設を承継する法人の商業・法人登記事項証明書の写しを添付して提出してください。

カ 産業廃棄物処理施設の廃棄物処理法第15条の2の6第1項ただし書きの軽微な変更又は法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第3項の廃止（最終処分場を除く。）、休止若しくは再開について

産業廃棄物処理施設を廃止、休止又は再開した場合は、遅滞なく「産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書」（様式15）に必要な書類（廃止にあつては3-4-1、休止にあつては3-4-2、再開にあつては

3-4-3に掲げる書類)を添付して提出してください。

なお、事前確認手を希望する場合には、第2の4(1)イを参照してください。

キ 産業廃棄物処理施設の定期検査について

産業廃棄物処理施設(政令第7条の2に規定する施設に限る。)の設置者は、省令第12条の5の3に規定する定期検査の期間ごとに、「産業廃棄物処理施設定期検査申請書」(様式16)を2部提出し、検査を受けてください。

ク 産業廃棄物最終処分場の埋立処分の終了について

最終処分場の埋立処分を終了した場合は、埋立処分の終了から30日以内に「産業廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書」(様式17)に、3-5-1に掲げる書類を添付して提出してください。

なお、事前確認手を希望する場合には、第2の4(3)(P12)を参照してください。

ケ 産業廃棄物最終処分場の廃止確認について

最終処分場を廃止しようとする場合は、上記クの埋立処分終了届出書を提出後、「産業廃棄物最終処分場廃止確認申請書」(様式18)に、3-5-2に掲げる書類を添付して提出してください。

なお、事前確認手を希望する場合には、第2の4(3)(P12)を参照してください。

(2) 産業廃棄物処分業について

ア 産業廃棄物処分業許可申請について

事業計画協議及び事前確認手続終了後に施設(産業廃棄物処理施設を除く。)の設置を行った後に「産業廃棄物処分業許可申請書」(様式23)に、3-2に掲げる書類を添付して申請してください。なお、添付書類の省略については、6を参照してください。

イ 産業廃棄物処分業事業範囲の変更許可申請について

産業廃棄物の処分業の事業の範囲を変更する場合は、事前確認手続及び事業計画協議終了後、「産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書」(様式24)に3-2に掲げる書類を添付して申請してください。なお、添付書類の省略については、6を参照してください。

ウ 産業廃棄物処分業更新許可申請について

産業廃棄物処分業の許可には有効期限があります(5年、優良は7年)。有効期限後も業を行う場合は、許可更新が必要となりますので、有効期限が切れる概ね2か月前までに「産業廃棄物処分業許可申請書」(様式23)に3-2に掲げる書類を添付して申請してください。なお、添付書類の省略については、6を参照してください。

エ 産業廃棄物処分業変更届について

次の各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更の日から10日(法人で下記(ア)～(ウ)に掲げる事項に変更が生じ、登記事項証明書を添付すべき場合にあつては30日)以内に「産業廃棄物処理業廃止(変更)届出書」(様式25)に変更した事項に係る書類を添付して提出してください。なお、変更届の提出が当該変更の日から10日(法人で下記(ア)～(ウ)に掲げる事項に変更が生じ、登記事項証明書を添付すべき場合には30日)を経過した日以降となった場合には、遅延理由書(任意様式)も併せて提出してください。

(ア) 氏名又は名称

(イ) 役員、発行済み株式総数の100分の5以上の株式を有する株主等

(ウ) 事務所及び事業場の所在地

(エ) 事業の用に供する施設並びにその設置場所及び構造又は規模

(オ) 保管場所の所在地、面積、保管する廃棄物の種類及び保管上限等

(カ) 感染性廃棄物及び廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物処分業の処分を行う特別管理産業廃棄物処分業者の使用人のうち、処分する特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者

なお、添付書類の省略については、6を参照してください。

オ 廃止届について

事業の一部を廃止する場合は、「産業廃棄物処理業廃止（変更）届出書」（様式 25）に一部廃止後の事業内容を記載した書類を添付の上、事業の一部廃止の日から 10 日以内に提出してください。

事業の全てを廃止する場合は、「産業廃棄物処理業廃止（変更）届出書」（様式 25）に許可証を添付の上、事業の廃止の日から 10 日以内に提出してください。

なお、廃止届の提出が事業の一部又は全部の廃止の日から 10 日を経過した日以降となった場合には、遅延理由書（任意様式）も併せて提出してください。

(3) 特別管理産業廃棄物処分業について

必要となる手続は、(2) 産業廃棄物処分業と同様です。

ただし、提出する様式は、「特別管理産業廃棄物処分業許可申請書」（様式 26）、「特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書」（様式 27）、「特別管理産業廃棄物処理業廃止（変更）届出書」（様式 28）となります。

6 添付書類の省略について

(1) 住民票の写し等の省略について

許可申請の際、「住民票の写し等の省略について」（様式 36）と先行許可証の写しを提出すると、住民票の写し及び後見等登記事項証明書の添付を省略できます。ただし、知事が特に必要と認めた場合は提出を求めることがあります。

先行許可証とは、下記の条件を全て満たす許可証をいいます。更新許可申請の場合、前回の新規又は更新許可申請に係る許可証は使えませんので注意してください。

- ・（特別管理）産業廃棄物関係の許可証（更新許可を受けたい場合、更新前の同じ許可に係る新規又は更新の許可証は除く。）
- ・当該許可の日から起算して 5 年を経過しないもの。
- ・「……第××条第××項の規定による許可証の提出の有無」の項が「無」とされているもの。

(2) その他添付書類の省略について

許可（新規、変更、更新）申請時及び変更届等の提出において、確認を受けた事前確認手続依頼書又は過去の許可申請、変更届において提出された書類であってその内容に変更がない場合、下表の書類の提出を省略することができます。その際は、「添付書類の省略について」（様式 35）を併せて提出してください。

なお、省略する書類が過去に確認を受けた事前確認手続依頼書で提出された書類であって、その後、法に基づく申請又は届出で提出を省略した場合であっても、当該申請又は届出をした許可等申請書又は変更届出書の日付を記載してください。

区 分	産 業 廃 棄 物 処 理 施 設	（ 特 別 管 理 ） 産 業 廃 棄 物 処 分 業
新規許可申請	添付書類 3-1 のうち	添付書類 3-2 のうち
変更許可申請	(1)～(9)、(11)*、(13)	(2)～(9)、(11)*、(12)～(14)
更新許可申請	—	(2)～(4)、(11)*、(14)
変 更 届 出	—	事前確認で提出した書類のうち、変更のないもの。

* 上記 6 (1) の先行許可証の写しを提出した場合に限る。

(注) ・ (7)、(8)に係る決算報告書等の省略は申請日直前 3 年以内のものに限ります。

- ・ 新規許可申請又は変更許可申請に係る (9) の商業・法人登記の登記事項証明書の省略は、申請日直前 3 か月以内のものに限ります。

7 優良産廃処理業者認定制度について

更新許可申請時に必要書類を添付して優良産廃処理業者の認定を受けることができます。また、この場合一部の書類の添付を省略ことができ、認定後は許可の有効期限が 7 年に延長されます。なお、当該制度についての詳細は、長野県ホームページの以下のアドレスに掲載しています。

優良産廃処理業者認定制度

8 特定欠格要件該当の届出について

産業廃棄物処理施設、（特別管理）産業廃棄物処分量の許可を受けている者が、特定の欠格要件（別紙1「欠格要件について」の1～6、9～11（9～11に掲げる者で7または8に該当する者を除く。））に該当した場合は、産業廃棄物処理施設設置者にあつては「産業廃棄物処理施設設置者に係る欠格要件該当届出書」（様式38）を、（特別管理）産業廃棄物処分量者にあつては「（特別管理）産業廃棄物処理業者に係る欠格要件該当届出書」（様式39）を、欠格要件に該当するに至った日から2週間以内に提出してください。

9 廃棄物の処理施設において処理を行った廃棄物に係る記録及び閲覧

条例により、産業廃棄物処理施設を設置する者又は（特別管理）産業廃棄物処分量を行う者は、事業場に帳簿を備え置き、関係住民等の求めに応じて開示することが必要となります。また、処理施設に係る下記の事項について記録し、その記録を3年間備え置いてください。なお、これらの記録は、関係住民、排出事業者又は工事発注者（工事発注事業者も含む。）からの閲覧の求めがあつた場合は、正当な理由なしに閲覧を拒むことはできません。

記録が必要な場合	記録する事項	備考
産業廃棄物を処理した場合	処理を行った廃棄物の種類及び数量	各月ごとにまとめる
生活環境影響調査に係る事項（大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水）の測定を行った場合	・測定位置 ・測定年月日 ・測定結果年月日 ・測定結果	
処理施設の点検を行った場合	・点検年月日 ・点検結果	

10 その他

許可（新規、変更、更新）を受けようとする者が、廃棄物処理法上の欠格要件（別紙1参照）に該当する場合、許可することができませんので、ご注意ください。

添 付 書 類 等

※印がついている添付書類等については、P. 31に説明がありますのでご覧ください。

3-1 産業廃棄物処理施設設置許可申請書関係

3-1 産業廃棄物処理施設に関する書類等

- (1) 産業廃棄物処理施設（処理前・処理後の保管施設を含む。）の構造を明らかにする設計計算書（平面図、立面図、断面図、構造図、物質収支計算書及び省令第12条及び第12条の2に規定する産業廃棄物処理施設の技術上の基準への対応状況を示す書類（対照表）を添付すること。）
※ 処理後に発生する主な有価物（少量の物（木くずに含まれる釘等）を除く。）の保管について、当該保管の区画を平面図に明示してください。
- (2) 最終処分場にあつては、周囲の地形・地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- (3) 最終処分場以外の産業廃棄物処理施設にあつては、処理工程図（処理する（特別管理）産業廃棄物の種類別に記載）
- (4) 付近の見取図（設置場所を明示）
- (5) 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類（（一財）日本環境衛生センターが実施する廃棄物処理施設技術管理者講習を受講した者にあつては認定証の写し又は技術管理者の実務経験を証する書類及び履歴書）
- (6) 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金調達方法を記載した書類（様式29）
- (7) 申請者が法人である場合、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表^{※2}並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（納税証明書（その1））^{※3・4}
- (8) 申請者が個人である場合、資産に関する調書（様式31）並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（確定申告書の写し、確定申告書の別表の写し等の関係書類及び納税証明書（その1））
- (9) 申請者が法人である場合、定款又は寄附行為（原本証明したもの）及び商業・法人登記の登記事項証明書^{※1}（新規許可申請以外の場合は「履歴事項全部証明書」とする。）^{※4}
- (10) 申請者が廃棄物処理法第14条第5項第2号イからへに該当しない旨を誓約する書類（様式37）
- (11) 次に掲げる者の住民票の写し^{※1}及び後見等登記事項証明書^{※1}（株主、出資者又は法定代理人が法人である場合には商業・法人登記の登記事項証明書^{※1}。）
 - ア 申請者が個人である場合、その者、法定代理人（法定代理人が法人である場合は、その役員を含む。）及び政令第6条の10で規定する使用人
 - イ 申請者が法人である場合、役員等（相談役、顧問、発行済株式総数の100分の5以上の額に相当する出資をしている者、政令第6条の10で規定する使用人等を含む。）
- (12) 生活環境影響調査結果を記載した書類（省令第11条の3の規定に該当する場合を除く。）
* 移動式処理施設の場合は、施設から5m程度離れた地点での騒音、振動等の測定を行い、環境への影響を調査します。（装置メーカーによる測定データの提出も可とする。）
- (13) その他知事が必要とする書類

3-2 (特別管理) 産業廃棄物処分業の許可申請関係

3-2 中間処分業・最終処分業に関する書類等

- (1) 事業計画の概要を記載した書類（事業目的、事業概要、フローシート（処理する産業廃棄物の種類ごとに発生から最終処分までの流れが記載されたもの））
- (2) 事業の用に供する施設（処理前・処理後の保管施設を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書（物質収支計算書及び産業廃棄物処理施設・許可不要施設にかかわらず、省令第12条及び第12条の2に規定する産業廃棄物処理施設の技術上の基準への対応状況を示す書類（対照表）を添付すること。）並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあつては、埋立処分地の周囲の地形・地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
 - * 処理後に発生する主な有価物（少量の物(木くずに含まれる釘等)を除く。）の保管について、当該保管の区画を平面図に明示してください。
- (3) 上記(2)に掲げる施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類（公図の写し（敷地境界、事業の用に供する施設等の位置を明示したもの）及び不動産登記の登記事項証明書^{*1}、申請者が所有権を有しない場合は、土地及び施設を使用する権原を有することを証する書類（賃貸借契約書の写し））
- (4) (特別管理) 産業廃棄物の処分（埋立処分を除く。）を業として行う場合には、当該処分後の（特別管理）産業廃棄物の処理方法（種類及び量を含む。）を記載した書類※：処理後に排出される（特別管理）産業廃棄物の処分委託先の許可証の写しを提出してください。
- (5) 業務を行うに足りる技術的能力を説明する書類（（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（処分課程）を修了した者にあつては、その修了証の写し。）^{*5}
- (6) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（様式30）
- (7) 申請者が法人である場合、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表^{*2}並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（納税証明書（その1））
^{*3・4}
- (8) 申請者が個人である場合、資産に関する調書（様式31）並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（確定申告書の写し、確定申告書の別表の写し等の関係書類及び納税証明書（その1））
- (9) 申請者が法人である場合、定款又は寄附行為（原本証明したもの）及び商業・法人登記の登記事項証明書^{*1・4}（新規許可申請以外の場合は「履歴事項全部証明書」とする。）
- (10) 申請者が産業廃棄物処理法第14条第5項第2号イからへに該当しない旨を誓約する書類（様式37）
- (11) 次に掲げる者の住民票の写し^{*1}及び後見等登記事項証明書^{*1}（株主、出資者又は法定代理人が法人である場合には商業・法人登記の登記事項証明書^{*1}。）
 - ア 申請者が個人である場合、その者、法定代理人（法定代理人が法人である場合は、その役員を含む。）及び政令第6条の10で規定する使用人（支店長等）
 - イ 申請者が法人である場合、役員等（相談役、顧問、発行済株式総数の100分の5以上の額に相当する出資をしている者、政令第6条の10で規定する使用人等を含む。）
- (12) 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類
- (13) 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が当該分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類
- (14) その他知事が必要とする書類

(注) (12)、(13)は特別管理産業廃棄物を処理する場合に添付してください。（感染性産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物である廃石綿のみを処理する場合は除く。）

3-3 産業廃棄物処理施設の承継関係

3-3-1 産業廃棄物処理施設の譲受け・借受けに関する書類等

- (1) 事業本拠地の所在を示す略図
- (2) 当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類（（一財）日本衛生環境センターが実施する廃棄物処理施設技術管理者講習を受講した者にあつては認定証の写し又は技術管理者の実務経験を証する書類及び履歴書）
- (3) 当該産業廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（様式29）
- (4) 申請者が法人である場合、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表^{※2}並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（納税証明書（その1））^{※3・4}
- (5) 申請者が個人である場合、資産に関する調書（様式31）、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（確定申告書の写し、確定申告書の別表の写し等の関係書類及び納税証明書（その1））
- (6) 申請者が法人である場合、定款又は寄附行為（原本証明したもの）及び商業・法人登記の登記事項証明書^{※1・4}（履歴事項全部証明書）
- (7) 次に掲げる者の住民票の写し^{※1}及び後見等登記事項証明書^{※1}（株主、出資者又は法定代理人が法人である場合は商業・法人登記の登記事項証明書^{※1}）
 - ア 申請者が個人である場合、その者、法定代理人（法定代理人が法人である場合は、その役員を含む。）及び政令第6条の10で規定する使用人（支店長等）
 - イ 申請者が法人である場合、役員等（相談役、顧問、発行済株式総数の100分の5以上の額に相当する出資をしている者、政令第6条の10で規定する使用人等を含む。）
- (8) 申請者が廃棄物処理法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない旨を誓約する書類（様式37）
- (9) 当該産業廃棄物処理施設を譲り受ける又は借り受けることを証する書類

3-3-2 産業廃棄物処理施設の設置者の合併・分割に関する書類等

- (1) 事業本拠地の所在を示す略図
- (2) 合併契約書又は分割契約書の写し
- (3) 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人が廃棄物処理法第15条第1項の許可を受けた者でない法人である場合は、当該法人に係る次の書類
 - ア 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表^{※2}、並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（納税証明書（その1））^{※3・4}
 - イ 定款（原本証明したもの）及び商業・法人登記の登記事項証明書^{※1・4}（履歴事項全部証明書）
 - ウ 役員等（相談役、顧問、発行済株式総数の100分の5以上の額に相当する出資をしている者、政令第6条の10で規定する使用人等を含む。）の住民票の写し^{※1}及び後見等登記事項証明書^{※1}（株主あるいは出資者が法人である場合は、商業・法人登記の登記事項証明書^{※1}）
 - エ 現に行っている事業の概要を説明する書類
- (4) 合併後に存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人に係る次の書類
 - ア 当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類（（一財）日本環境衛生センターが実施する廃棄物処理施設技術管理者講習を受講した者にあつては認定証の写し又は技術管理者の実務経験を証する書類及び履歴書）
 - イ 当該産業廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（様式29）
 - ウ 定款又は寄附行為（原本証明したもの）及び商業・法人登記の登記事項証明書^{※1・4}
 - エ 役員等（相談役、顧問、発行済株式総数の100分の5以上の額に相当する出資をしている者、政令第6条の10で規定する使用人等を含む。）の住民票の写し^{※1}及び後見等登記事項証明書^{※1}（株主あるいは出資者が法人である場合は、商業・法人登記の登記事項証明書^{※1}）
- (5) 申請者が廃棄物処理法第14条第5項第2号イからへに該当しない旨を誓約する書類（様式37）

3-3-3 産業廃棄物処理施設の相続に関する書類等

- (1) 被相続人との続柄を証する書類
- (2) 住民票の写し^{※1}及び後見等登記事項証明書^{※1}
- (3) 当該産業廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（様式29）
- (4) 資産に関する調書（様式31）並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（確定申告書の写し、確定申告書の別表の写し等の関係書類及び納税証明書（その1））
- (5) 申請者が廃棄物処理法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない旨を誓約する書類（様式37）
- (6) 相続人が廃棄物処理法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し^{※1}及び後見等登記事項証明書^{※1}（法定代理人が法人である場合は、その商業・法人登記の登記事項証明書^{※1}並びに役員住民票の写し^{※1}及び後見等登記事項証明書^{※1}）
- (7) 相続人に政令第6条の10で規定する使用人（支店長等）がある場合は、その者の住民票の写し^{※1}及び後見等登記事項証明書^{※1}
- (8) 当該産業廃棄物処理施設を相続することを証する書類

※1 住民票の写し（本籍地（外国人の場合は国籍）の記載のあるもの、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）、後見等登記事項証明書（別紙2参照）、不動産登記の登記事項証明書（現在事項証明書又は全部事項証明書）及び商業・法人登記の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）は、申請日前3か月以内に発行されたものを添付してください。

商業・法人登記の登記事項証明書について、新規許可申請の場合は「現在事項全部証明書」、新規許可申請以外の場合は「履歴事項全部証明書」を添付してください。

※2 損益計算書について、一般管理費明細書及び製造原価明細書を作成している場合には、当該書類を添付してください。

なお、次のいずれかに該当する場合は、「長期的財務計画書」（様式33）を添付し、また、全てに該当する場合は、客観的に経理的基礎を有するか否か判断できる書類として、中小企業診断士又は公認会計士による診断書及び長期的財務計画書を添付してください。

- ・次期への繰越損失がある
- ・3年間の平均経常損益が赤字、かつ、直前期の経常損益が赤字
- ・債務超過

※3 設立3年未満の法人の場合は、存在する財務諸表（初年度決算未到来の場合は、申請日直近で貸借対照表を作成してください）、納税証明書及び今後3年間の財務計画を記載した長期的財務計画書（様式33を参考）を提出してください。

※4 経理的基礎に係る添付書類（直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類）並びに定款又は寄附行為及び商業・法人登記の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）に代えて、直前の事業年度における有価証券報告書（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条第1項の規定するもの）を添付することができます。

※5

ア 新規許可申請の場合

申請日前5年以内の新規課程修了証の写し。ただし、既に他の自治体の同種の許可を有している場合は、申請日前2年以内の更新課程修了証の写しでも可。

イ 更新許可申請の場合

許可更新日前2年以内の更新課程修了証の写し、又は許可更新日前5年以内の新規課程修了証の写し

ウ 変更許可申請の場合

変更許可申請の直近の新規課程修了証の写し、又は更新課程修了証の写し

（注）次に掲げる者が、講習会を修了した者又はこれと同等の知識及び技能を有すると認められる者であることが必要です。

- ・申請者が法人である場合は、その代表者若しくはその業務を行う役員又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者
- ・申請者が個人である場合は、当該者又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者

3-4 産業廃棄物処理施設の廃止、休止、再開関係

3-4-1 産業廃棄物処理施設の廃止に関する書類等

(中間処理施設)

- (1) 廃止の理由を記載した書類
- (2) 現在取り引きしている（特別管理）産業廃棄物の扱いを記載した書類
- (3) 施設の維持管理計画書
- (4) 施設の管理予定者の住所、氏名、電話番号
- (5) その他知事が必要と認める書類

3-4-2 産業廃棄物処理施設の休止に関する書類等

(中間処理施設)

- (1) 休止の理由を記載した書類
- (2) 現在取り引きしている（特別管理）産業廃棄物の扱いを記載した書類
- (3) 施設の維持管理計画書
- (4) 施設の管理予定者の住所、氏名、電話番号
- (5) 再開の見通しを記載した書類
- (6) その他知事が必要と認める書類

(最終処分場)

- (1) 休止の理由を記載した書類
- (2) 再開の見通しを記載した書類
- (3) 休止する最終処分場の現況を明らかにする図面（平面図、立面図、断面図及び構造図）
- (4) 休止する埋立処分地の周囲の地形を明らかにする書類及び図面
- (5) 休止する埋立処分地の現況写真
- (6) 技術上の基準に適合していることを証する書類
- (7) 休止する埋立処分地の年度別管理状況（埋立開始時から現在までの浸出液の処理状況、浸出液及び地下水の監視状況等の実施データ）
- (8) 休止中の埋立処分地の管理計画（浸出液の処理計画、浸出液及び地下水の監視計画）
- (9) 休止する埋立処分地の管理責任者の住所、氏名、資格内容
- (10) その他知事が必要と認める書類

3-4-3 産業廃棄物処理施設の再開に関する書類等

(中間処理施設、最終処分場共通)

- (1) 再開の理由を記載した書類
- (2) 事業計画の概要を記載した書類
- (3) 施設及び設備の維持管理の状況を示す書類
- (4) 技術上の基準に適合していることを証する書類
- (5) その他知事が必要と認める書類

3-5 産業廃棄物最終処分場の埋立終了届出書、廃止確認関係

3-5-1 産業廃棄物最終処分場の埋立終了に関する書類等

- (1) 埋立終了時の当該最終処分場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- (2) 最終処分場の周辺の地図
- (3) 埋立処分の終了から廃止までの間の維持管理の方法を明らかにする書類

- (4) 石綿含有産業廃棄物を埋め立てた場合は、石綿含有産業廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面
- (5) 最終処分場の現況写真
- (6) 技術上の基準に適合していることを証する書類
- (7) 跡地利用の計画概要を記載した書類
- (8) 最終処分場の維持管理記録を記載した書類（埋立中の浸出液の処理状況、浸出液及び地下水の水質検査データなど）
- (9) その他知事が必要と認める書類

3-5-2 産業廃棄物最終処分場の廃止確認に関する書類等

- (1) 当該最終処分場の現状を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- (2) 当該最終処分場の周辺の地図
- (3) 最終処分場基準省令第1条第3項第5号の規定による地下水等の水質検査の結果を記載した書類
- (4) 当該申請の直前の2年以上にわたり行った最終処分場基準省令第1条第3項第6号の規定による保有水等の水質検査の結果を記載した書類
- (5) 石綿含有産業廃棄物を埋め立てた場合には、当該石綿含有産業廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面
- (6) その他参考となる書類又は図面

第4 様 式 集

様式集 目次

【第1関係】

(様式1) 事業計画概要書	39
(様式2) 事業計画概要説明会開催通知書、事業計画説明会開催通知書	41
(様式3) 事業計画概要説明会終了報告書	42
(様式4) 事業計画書	43
(様式5) 見解書	46
(様式6) 最終見解書	47
(様式7) 事業計画変更届出書	48
(様式8) 事業計画廃止届出書	49

【第2関係】

(様式9) 産業廃棄物処理施設事前確認手続依頼書	50
(様式10) 産業廃棄物の最終処分場の埋立終了計画書	52
(様式11) (特別管理) 産業廃棄物処分業事前確認依頼書	54

【第3関係】

(様式12) 産業廃棄物処理施設設置許可申請書	57
(様式13) 産業廃棄物処理施設変更許可申請書	61
(様式14) 産業廃棄物処理施設使用前検査申請書	64
(様式15) 産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書	65
(様式16) 産業廃棄物処理施設定期検査申請書	66
(様式17) 産業廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書	67
(様式18) 産業廃棄物最終処分場廃止確認申請書	69
(様式19) 産業廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書	71
(様式20) 合併・分割認可申請書	74
(様式21) 法人の合併(分割)の登記に係る登記事項証明書届出書	78
(様式22) 相続届出書	79
(様式23) 産業廃棄物処分業許可申請書	81
(様式24) 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	84
(様式25) 産業廃棄物処理業廃止・変更届出書	87
(様式26) 特別管理産業廃棄物処分業許可申請書	88
(様式27) 特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	91
(様式28) 特別管理産業廃棄物処理業廃止・変更届出書	94
(様式29) 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその調達方法	95
(様式30) 事業の開始に要する資金の総額及びその調達方法	96
(様式31) 資産に関する調書	97
(様式32) (特別管理) 産業廃棄物処理業者の帳簿の様式及び管理方法	98
(様式33) 長期的財務計画書	99
(様式34) 役員の変更に係る新旧対照表	100
(様式35) 添付書類の省略について	101
(様式36) 住民票の写し等の省略について	102
(様式37) 誓約書	103
(様式38) 産業廃棄物処理施設設置者に係る欠格要件該当届出書	104
(様式39) (特別管理) 産業廃棄物処理業者に係る欠格要件該当届出書	105

【その他共通】

(様式40) 産業廃棄物処理施設の技術上の基準対照表	106
(様式41) 産業廃棄物処理施設の技術上の基準(個別基準)対照表	107
(様式42) 産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準対照表	114
(様式43) 産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準(個別基準)対照表	115

別 紙

別紙1 欠格要件について 1 2 1
別紙2 後見等登記事項証明書について 1 2 2
別紙3 (特別管理) 産業廃棄物処理業者の帳簿の記載について 1 2 3

地域振興局管轄区域一覧表 1 2 4

(様式1) 【条例様式第11号(規則第27条関係)】

事業計画概要書

平成 年 月 日

長野県知事 殿

提出者
住 所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

事業計画の概要について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第32条第1項の規定により、次のとおり提出します。

廃棄物の処理施設の設置の場所		
廃棄物の処理施設の種類		
処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)		
廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)		$m^3/日()時間$ $t/日()時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地(積替保管場所)の面積 m^2 埋立(保管)容量 m^3
△変更の概要	新	旧
△周辺地域の範囲及びその根拠	範 囲	
	根 拠	

△関係市町村長及び関係住民の 範囲並びにその根拠	範 圍	
	根 拠	
△事業計画概要説明会の開催の 日時及び場所	日 時	
	場 所	1 所在地 2 会場名
備考		
<p>1 「変更の概要」の欄は、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第31条第2号、第6号、第10号、第12号、第15号又は第19号に係る許可申請等をしようとする場合に記載すること。</p> <p>2 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p>		

(様式2) 【条例様式第13号(規則第31条、第35条関係)】

事業計画概要説明会開催通知書
事業計画説明会開催通知書

平成 年 月 日

長野県知事 殿
(市町村長)

事業計画者
住所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

事業計画概要説明会(事業計画説明会)を次のとおり開催しますので、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第36条第3項(第40条第2項)の規定により通知します。

廃棄物の処理施設の設置の場所		
廃棄物の処理施設の種類		
処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)		
廃棄物の処理施設の処理能力(廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)	埋立地(積替保管場所)の面積	$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ m^2 m^3
事業計画概要説明会(事業計画説明会)の日時及び場所	日 時	
	場 所	1 所在地 2 会場名
備考	「事業計画概要説明会(事業計画説明会)の日時及び場所」の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。	

事業計画概要説明会終了報告書

平成 年 月 日

長野県知事 殿

報告者
住所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

事業計画概要説明会の終了(全部又は一部を開催しなかつたこと)について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第37条第1項の規定により、次のとおり報告します。

廃棄物の処理施設の設置の場所		
廃棄物の処理施設の種類		
処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)		
廃棄物の処理施設の処理能力(廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)		m ³ /日()時間 t/日()時間 m ³ /時間 t/時間 埋立地(積替保管場所)の面積 m ² 埋立(保管)容量 m ³
△周知に関する事項	周知の方法	
	周知をした地域	
	周知をした期間	年 月 日から 年 月 日まで
△開催に関する事項	日 時	
	場 所	1 所在地 2 会場名
	参加者数	名
	説明内容及び説明方法並びに説明を行った者の氏名及び役職名	
	質疑の概要	
	説明の全部又は一部を開催しなかつた場合にあつては、その理由	
備考 1 「周知に関する事項」の欄及び「開催に関する事項」の欄は、事業計画概要説明会ごとに記載すること。 2 説明のために使用した資料を添付すること。 3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		

事業計画書

平成 年 月 日

長野県知事 殿

提出者
 住所
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
 氏名
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号

事業計画について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第38条第1項の規定により、次のとおり提出します。

廃棄物の処理施設の設置の場所		
廃棄物の処理施設の種類		
処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)		
廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)	埋立地(積替保管場所)の面積	$m^3/日()時間$ $t/日()時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ m^2 m^3
△変更の概要	新	旧
△廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画		
排ガスの性状、放流水の水質等について対象周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
その他廃棄物の処理施設の維持管理に関する事項		

△廃棄物の処理施設の位置、構造等の設置に関する計画	
廃棄物の処理施設の位置	
廃棄物の処理施設の処理方式	
廃棄物の処理施設の構造及び設備	
処理に伴い生じる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	
設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
悪臭の発散並びに著しい騒音及び振動の発生を防止するための措置	
その他廃棄物の処理施設の構造等に関する事項	
△最終処分場の災害防止のための計画	
△最終処分場を廃止した後の最終処分場の跡地の利用に関する計画	
△廃棄物の搬入及び搬出の方法及び時間に関する事項	
△廃棄物の処理施設の設置の場所に係る法令等による土地利用に係る規制の状況に関する事項	
△対象周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の実施方法に関する事項	

△廃棄物の処理に伴い生じる廃棄物の種類及び処理の方法に関する事項	
種 類	
区 分	自家処理 ・ 委託処理
処 理 の 方 法	(処理を委託する予定の業者の氏名又は名称及び許可番号)
△対象周辺地域の範囲	
△対象関係市町村長及び対象関係住民の範囲	
事業計画書の閲覧の場所、期間及び時間	
場 所	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで
時 間	時から 時まで
△事業計画説明会の開催の日時及び場所	日 時
	場 所
1 所在地 2 会場名	
備考	
1 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 2 「変更の概要」の欄は、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（以下「条例」という。）第31条第2号、第5号、第6号、第9号、第10号、第12号、第15号、第18号又は第19号に係る許可申請等をしようとする場合に記載すること。 3 「対象周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の実施方法」の欄は、条例第31条第1号、第2号、第11号又は第12号に掲げる許可の申請をしようとする場合に記載すること。	

見 解 書

平成 年 月 日

市町村長 殿

事業計画者
住所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

意見書に対する見解について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第42条第1項の規定により、次のとおり送付します。

廃棄物の処理施設の設置の場所	
廃棄物の処理施設の種類	
処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	
廃棄物の処理施設の処理能力(廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	m ³ /日()時間 t/日()時間 m ³ /時間 t/時間 埋立地(積替保管場所)の面積 m ² 埋立(保管)容量 m ³
△送付された意見の内容(要旨)	
△見 解 の 内 容	
備考 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。	

最 終 見 解 書

平成 年 月 日

長野県知事 殿

提出者
住所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

知事の意見に対する見解について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第46条第1項の規定により、次のとおり提出します。

廃棄物の処理施設の設置の場所	
廃棄物の処理施設の種類	
処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	
廃棄物の処理施設の処理能力(廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	$m^3/日()時間$ $t/日()時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地(積替保管場所)の面積 m^2 埋立(保管)容量 m^3
知事の意見に対する見解	
備考	「知事の意見に対する見解」の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

事業計画変更届出書

平成 年 月 日

長野県知事 殿

届出者
住所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

事業計画の変更について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第47条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

廃棄物の処理施設の設置の場所		
廃棄物の処理施設の種類		
処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)		
廃棄物の処理施設の処理能力(廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)		m ³ /日()時間
		t/日()時間
		m ³ /時間
		t/時間
変更の内容	埋立地(積替保管場所)の面積	m ²
	埋立(保管)容量	m ³
変更の内容	新	旧
備考	1 「変更の内容」の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 2 「廃棄物の処理施設の設置の場所」欄から「廃棄物の処理施設の処理能力」欄までは、事業計画書に記載した内容を記載すること。	

事業計画廃止届出書

平成 年 月 日

長野県知事 殿

届出者
住所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

事業計画の廃止について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第48条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

廃棄物の処理施設の設置の場所	
廃棄物の処理施設の種類	
処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	
廃棄物の処理施設の処理能力(廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)	m ³ /日()時間 t/日()時間 m ³ /時間 t/時間 埋立地(積替保管場所)の面積 m ² 埋立(保管)容量 m ³
廃止の理由	
備考	「廃止の理由」の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

廃棄物処理施設事前確認手続依頼書

平成 年 月 日

長野県知事 殿

住 所

氏 名 印
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

下記のとおり（一般・産業）廃棄物処理施設の設置に係る事前確認手続依頼書を提出しますから、確認してください。

記

条 例 手 続 の 有 無 (該当番号に○印をすること)	1 事業計画協議あり 2 事業計画協議なし	
事 前 確 認 の 区 分 (いずれかに○印をすること)	新規設置 ・ 変更許可 ・ 軽微変更 休止 ・ 廃止 ・ 再開	
廃棄物処理施設の設置の場所		
廃棄物処理施設の種 類		
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	許可年月日	年 月 日
	許可番号	
廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類		
廃棄物処理施設の処理能力(廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$	m^2 m^3
変 更 の 内 容	新	旧
	$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 m^2 埋立容量 m^3	$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 m^2 埋立容量 m^3
変 更、廃 止、休 止 又 は 再 開 の 理 由		
着 工 予 定 年 月 日	年	月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年	月 日
廃 止、休 止、再 開 の 年 月 日	年	月 日

廃棄物処理施設の位置、構造等の設置（変更）に関する計画に係る事項	廃棄物処理施設の位置		
	廃棄物処理施設の処理方式		
	廃棄物処理施設の構造及び設備		
	処理に伴い	量	
	生じる排ガス及び排水	処理方式（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他生活環境への負荷に関する数値		
その他廃棄物処理施設の構造等に関する事項			
廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
災害防止のための計画（廃棄物の最終処分場である場合）			
汚泥等又は焼却	特別管理（一般・産業）産業廃棄物以外の（一般・産業）廃棄物	区分	自家処理 委託処理
		処理方法	
灰等の処分方法	特別管理（一般・産業）廃棄物	区分	自家処理 委託処理
		処理方法	
埋立処分の計画（最終処分場の場合）			
産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			

産業廃棄物最終処分場の埋立終了計画書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所 TEL

氏 名 印

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

下記のとおり産業廃棄物最終処分場の埋立終了に係る計画書を提出しますから、審査して下さい。

記

施設の閉鎖までの間の管理予定者及びその連絡先	住所 氏名 電話番号
最終処分場の種類	
許可の年月日及び許可番号	
埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ	
埋立処分の方法	
埋立処分開始年月日	
埋立処分終了予定年月日	

埋立てた廃棄物の種類、 量及び性状	種 類	量 (m ³)	性 状

(特別管理) 産業廃棄物処分業事前確認手続依頼書

平成 年 月 日

長野県知事 殿

住所
氏名 印
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

下記のとおり(特別管理)産業廃棄物の処分業に係る事前確認依頼書を提出しますから、確認してください。

記

条 例 手 続 の 有 無 (該当番号に○印をすること)	1 事業計画協議あり 2 事業計画協議なし	
事 前 確 認 の 区 分 (いずれかに○印をすること)	産業廃棄物処分業 新規許可	・ 特別管理産業廃棄物処分業 変更許可 ・ 変更届出
事 業 の 区 分 の 種 類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)		
事 務 所 及 び 事 業 所 の 所 在 地	事務所	電話番号
	事業所	電話番号
変 更 の 内 容	新	旧
変 更 の 理 由		
事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力(最終処分場の場合は埋立地の面積及び容量)、許可施設の場合には許可年月日及び許可番号を記載すること。)		
保管を行う場合には保管を行うすべての場所の所在地、保管する廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、保管の面積、保管量の上限及び積上る高さの上限		
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要		
事 業 所 等 の 営 業 時 間	午前 時 分	午後 時 分
事 業 開 始 予 定 年 月 日	年	月 日

処 理 施 設

(1) 法第15条第1項の許可に係る施設

処理施設の種類			
設置場所		設置年月日*	年 月 日
公称処理能力			
施設の稼働予定時間	時 分 ～ 時 分 (時間稼働) (うち、施設稼働停止(休憩)時間: 時間 分)		
施設の許可状況*	許可年月日	年 月 日	許可番号

(注) ※印の欄は記入しないこと。(既に許可を取得している場合を除く。)

(2) (1)以外の施設

施設の種類			
処理する(特別管理)産業廃棄物の種類(性状を含む)			
設置場所			
公称処理能力			
処理方式、構造及び施設の概要			
処理施設の稼働予定時間	時 分 ～ 時 分 (時間稼働) (うち、施設稼働停止(休憩)時間: 時間 分)		
着工(予定)年月日	年 月 日	使用開始(予定)年月日	年 月 日

(注) 処理施設ごとに別葉とすること。

保 管 場 所

保 管 施 設	設 置 場 所	
	産 業 廃 棄 物 の 種 類 別 保 管 能 力	保 管 面 積 m²
		保 管 量 の 上 限 m³ (t)
		積 上 げ る 高 さ の 上 限 m
保 管 方 法		
構 造 及 び 設 備 の 概 要	囲い及び表示の方法	
	飛散防止設備	
	流出防止設備	
	地下浸透防止設備	
	悪臭の発散防止設備	
	ねずみ害虫の発生防止	
	保 管 日 数	
	その他防災等の設備	

(注) 保管施設ごとに別葉とすること。

産業廃棄物処理施設設置許可申請書

平成 年 月 日

長野県知事 殿

申請者
郵便番号
住 所

氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けた
いので、関係書類及び図面を添えて申請します。

産業廃棄物処理施設の設置の場所			
産業廃棄物処理施設の種類			
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)			
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	
※ 許 可 の 年 月 日		年 月 日	
※ 許 可 番 号			
産業廃棄物処理施設の処理能力		$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 m^2 埋立容量 m^3	
△産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	産業廃棄物処理施設の位置		
	産業廃棄物処理施設の処理方式		
	産業廃棄物処理施設の構造及び設備		
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量	
		処理方法(排出の方法(排水口の位置、排出先等を含む。)を含む。)	
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他生活環境への負荷に関する数値		
その他産業廃棄物処理施設の構造等に関する事項			
※ 事 務 処 理 欄			

△産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
△災害防止のための計画（産業廃棄物の最終処分場である場合）			
焼却灰等、汚泥等又は廃石綿等若しくは石綿含有産業廃棄物の熔融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法	特別管理産業廃棄物	区 分	自家処分 委託処分
		処分方法	
	特別管理産業廃棄物	区 分	自家処分 委託処分
		処分方法	
△埋立処分の計画（最終処分場の場合）			
△産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			

申請者（個人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍（地番まで記載すること）
		住	所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍（地番まで記載すること）
		住	所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
役員（法定代理人が法人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍（地番まで記載すること）
	役職名・呼称		
役員（申請者が法人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍（地番まで記載すること）
	役職名・呼称		

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式の総数	株		出資の額	万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本 籍（地番まで記載すること）	
		割 合	住	所

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍（地番まで記載すること）	
	役職名・呼称	住	所

備 考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 産業廃棄物処理施設の種類の種類については、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記入すること。
- 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 (1)産業廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 (2)排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 4 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 焼却灰等の処分方法は、令第7条第3号、第5号、第8号、第10号、第12号及び第13号の2に掲げる施設の場合に記入すること。
- 6 汚泥等の処分方法は、令第7条第4号、第6号及び第11号に掲げる施設の場合に記入すること。
- 7 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融処理に伴い生じる廃棄物の処分方法は、令第7条第11号の2に掲げる施設の場合に記入すること。
- 8 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 9 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 10 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

産業廃棄物処理施設変更許可申請書

平成 年 月 日

長野県知事 殿

申請者
郵便番号
住 所

氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

産業廃棄物処理施設の設置の場所			
産業廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日		年 月 日	
許可番号			
変更の内容	産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)		
	産業廃棄物処理施設の処理能力	変 更 後	変 更 前
		$m^3/日$ () 時間	$m^3/日$ () 時間
		$t/日$ () 時間	$t/日$ () 時間
		$m^3/時間$	$m^3/時間$
	$t/時間$	$t/時間$	
埋立地の面積 m^2	埋立地の面積 m^2		
埋立容量 m^3	埋立容量 m^3		
	△産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
	△産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		
変更の理由			
着工予定年月日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	
※ 許可の年月日		年 月 日	
※ 許可番号			
※ 事務処理欄			

申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍（地番まで記載すること） 住 所
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称		住 所
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍（地番まで記載すること） 住 所
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称		住 所
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 籍（地番まで記載すること） 住 所
役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	本 籍（地番まで記載すること） 住 所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式の総数	株		出資の額	万円
	保有する株式の数又は出資の金額	割合		
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	籍（地番まで記載すること）		
		住	所	

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	籍（地番まで記載すること）		
	役職名・呼称	住	所	

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 産業廃棄物処理施設の種類については、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記入すること。
- 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、別紙については、次の図面等を含むこと。
 - (1) 産業廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
 - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、最終処分場の場合は排水基準を定める環境省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- 4 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 6 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 8 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

産業廃棄物処理施設使用前検査申請書

長野県知事

殿

平成 年 月 日

申請者

郵便番号

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2第5項(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定により、産業廃棄物処理施設の使用前検査を受けたいので、関係図面等を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
設 置 場 所	
竣 功 の 年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
受 付 欄	

産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書

平成 年 月 日

長野県知事 殿

届出者

郵便番号

住所

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

産業廃棄物処理施設を軽微変更等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所

産業廃棄物処理施設の種類

許可の年月日及び許可番号 年 月 日 第 号

変更の内容	△軽微な変更		
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更		
	△規則第12条の10に掲げる事項の変更(同条第6号関係を除く。)		
	規則第12条の10第6号に掲げる事項		
	(変更内容が法人に係るものである場合) *法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
	(ふりがな) 名称		住所
	(変更内容が個人に係るものである場合) *法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
	(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍(地番まで記載すること)
		役職名・呼称	住所

廃止若しくは休止又は再開の理由 (廃止・休止・再開の別)

廃止若しくは休止又は再開の年月日 年 月 日

※ 事務処理欄

備考

- ※欄は記入しないこと。
- △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 「規則第12条の10第6号に掲げる事項」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

産業廃棄物処理施設定期検査申請書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 2 の 2 第 1 項の規定により、産業廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので申請します。

産業廃棄物処理施設の設置場所

産業廃棄物処理施設の種類

許可の年月日及び許可番号

年 月 日 第 号

※事務処理欄

(様式17) 【省令様式第24号(省令第12条の11関係)】

(表面)

産業廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書		年	月	日
長野県知事 殿				
		届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
産業廃棄物の最終処分場の埋立処分を終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第4項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。				
施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先	住所 氏名	電話番号		
最終処分場の種類				
設 置 場 所				
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号			
埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ	面積 m ²	埋立ての深さ m	覆土の厚さ m	
※事務処理欄				

(日本工業規格 A列4番)

(裏面)

埋立処分の方法			
埋立処分開始年月日	年 月 日		
埋立処分終了年月日	年 月 日		
埋め立てた廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、数量及び性状	種 類	数 量(m ³)	性 状
備考 ※の欄は記入しないこと。			

(表面)

産業廃棄物最終処分場廃止確認申請書		年 月 日
長野県知事	殿	
	申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第5項 第15条の3の2第2項	
の規定により、産業廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。		
設 置 の 場 所		
許可の年月日及び許可番号		
埋め立てた産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量	種 類	数量(m ³)
埋立地の面積及び埋立ての深さ		
埋立処分の方法		
埋立処分開始年月日		
埋立処分終了年月日		
悪臭の発散の防止に関する措置の内容		
火災の発生の防止に関する措置の内容		
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容		
地下水等又は地下水の水質の状況		

(日本工業規格 A列4番)

遮断型最終処分場の場合	
覆いの厚さ、材料及び強度	
講じた措置の内容	
安定型最終処分場の場合	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の浸透水の水質の状況	
埋立地の覆いの概要	
管理型最終処分場の場合	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	
※事務処理欄	
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ※の欄は記入しないこと。 2 地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「最終処分基準省令」という。）第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいうこと。 3 地下水とは、最終処分基準省令第2条第2項第2号ハの規定により採取された地下水をいうこと。 4 「遮断型最終処分場の場合」の欄の記載については、以下の点に留意すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第7条第14号イに掲げる施設の場合に記入すること。 (2) 覆いとは、最終処分基準省令第2条第2項第1号ニの規定による覆いをいうこと。 (3) 講じた措置とは、最終処分基準省令第2条第3項第1号ハの規定により講じた措置をいうこと。 5 「安定型最終処分場の場合」の欄の記載については、以下の点に留意すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 施行令第7条第14号ロに掲げる施設の場合に記入すること。 (2) 浸透水とは、最終処分基準省令第2条第2項第2号ホの規定により採取された浸透水をいうこと。 (3) 覆いとは、最終処分基準省令第2条第3項第2号ニの規定による覆いをいうこと。 6 「管理型最終処分場の場合」の欄の記載については、以下の点に留意すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 施行令第7条第14号ハに掲げる施設の場合に記入すること。 (2) 保有水等とは、最終処分基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいうこと。 (3) 覆いとは、最終処分基準省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいうこと。 7 都道府県知事が定める部数を提出すること。 	

産業廃棄物処理施設

譲受け
借受け

許可申請書

平成 年 月 日

長野県知事

殿

申請者

郵便番号

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 4 において準用する同法第 9 条の 5 第 1 項の規定により、産業廃棄物処理施設の 譲受け 借受け の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

譲受け又は借受けの相手方の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 及び住所	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※ 譲受け等の許可年月日	年 月 日
※ 譲受け等の許可番号	
※ 事務処理欄	

申請者（個人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍（地番まで記載すること）
		住	所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍（地番まで記載すること）
		住	所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
役員（法定代理人が法人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍（地番まで記載すること）
	役職名・呼称		
役員（申請者が法人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍（地番まで記載すること）
	役職名・呼称		

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式の総数	株		出資の額	万円
	保有する株式の数又は出資の金額	割合		
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	籍（地番まで記載すること）		
		本	住	所

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	籍（地番まで記載すること）		
	役職名・呼称	本	住	所

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

合併・分割認可申請書

平成 年 月 日

長野県知事 殿

申請者

郵便番号

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4において準用する同法第9条の6第1項の規定により、合併又は分割について認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

①	産業廃棄物処理施設の設置の場所	
②	産業廃棄物処理施設の種類	
③	許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
④	合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名	
⑤	合併又は分割の方法及び条件	
⑥	合併又は分割の理由	
⑦	合併又は分割の時期	
※	認可の年月日	年 月 日
※	認可番号	
※	事務処理欄	

⑬合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者となる者

発行済株式の総数		株	出 資 の 額	万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生 年 月 日	保有する株式の数又は出資の金額		本籍 (地番まで記載すること) 住 所
		割	合	

⑭合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人において、令第6条の10に規定する使用人となる者

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 (地番まで記載すること)	
	役職名・呼称	住	所

備 考

- ※欄は記入しないこと。
- 申請者欄は、合併又は分割の当事者の連名とすること。
- ⑨～⑭の欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面を記載して、その書面を添付すること。
- ⑨及び⑭の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

(様式 21) 【要領様式第 26 号】

法人の合併（分割）の登記に係る登記事項証明書届出書

年 月 日

長野県知事 様

住所
氏名 印

年 月 日付けで認可通知のあった産業廃棄物処理施設設置者である法人の合併（分割）の登記をいたしましたので、商業・法人登記の登記事項証明書の写しを提出します。

相 続 届 出 書	
長野県知事 殿	平成 年 月 日 届出者 郵便番号 住 所 氏 名 電話番号 印
<p>産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 4 において準用する同法第 9 条の 7 第 2 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p>	
被 相 続 人 と の 続 柄	
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏 名 住 所
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
相続の開始の日	年 月 日
※ 事 務 処 理 欄	

相続人			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 (地番まで記載すること) 所
法定代理人 (相続人が法第 14 条第 5 項第 2 号ハに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 (地番まで記載すること) 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称	住 所		
役員 (法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 (地番まで記載すること) 所
	役職名・呼称		
令第 6 条の 10 に規定する使用人 (相続人に当該使用人がある場合。相談役・顧問等を含む。)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 (地番まで記載すること) 所
	役職名・呼称		
備 考			
1 ※欄は記入しないこと。 2 「相続人」の欄から「令第 6 条の 10 に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。 3 この届出書は、相続の日から 30 日以内に提出すること。			
※手数料欄			

産業廃棄物処分業許可申請書

長野県知事

殿

平成 年 月 日

申請者

郵便番号

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)	
事務所及び事業場の所在地	事務所 電話番号
	事業場 電話番号
事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記載すること。)	
保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※ 事 務 処 理 欄	

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）

申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍（地番まで記載すること）
		住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所

法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍（地番まで記載すること）
		住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所

役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍（地番まで記載すること）
	役職名・呼称	

役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍（地番まで記載すること）
	役職名・呼称	

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式の総数	株		出資の額	万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本籍（地番まで記載すること）	
		割合	住所	

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍（地番まで記載すること）	
	役職名・呼称	住	所

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

平成 年 月 日

長野県知事 殿

申請者

郵便番号

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

産業廃棄物収集運搬業
の事業範囲
産業廃棄物処分業
の事業範囲

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、
の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
収集運搬業・処分業の区分	
許可に係る事業の範囲(収集運搬業にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)	
変更の内容	
変更の理由	
変更に係る事業の用に供する施設の 種類、数量、設置場所、設置年月 日、処理能力、許可年月日及び許可 番号(産業廃棄物処理施設の設置の許 可を受けている場合に限る。)	
変更に係る事業の用に供する施設の 処理方式、構造及び設備の概要	
※ 事 務 処 理 欄	

申請者（個人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍（地番まで記載すること）
		住	所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称	住 所		
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍（地番まで記載すること）
		住	所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称	住 所		
役員（法定代理人が法人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍（地番まで記載すること）
	役職名・呼称		
役員（申請者が法人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍（地番まで記載すること）
	役職名・呼称		

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式の総数	株		出資の額	万円
	保有する株式の数又は出資の金額	割合		
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	籍（地番まで記載すること）		
		住	所	

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	籍（地番まで記載すること）		
	役職名・呼称	住	所	

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

産 業 廃 棄 物 処 理 業
 廃 止 届 出 書
 変 更

平成 年 月 日

長野県知事 殿

届出者
 郵便番号
 住 所

 氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号

平成 年 月 日付け第 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について 廃止 変更 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容 (規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。)		

変更した事項の内容 (規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項)

(変更内容が法人に係るものである場合) *法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

(ふりがな) 名 称	住 所

(変更内容が個人に係るものである場合) *法定代理人、役員 (法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 (地番まで記載すること)
	役職名・呼称	住 所

廃止又は変更の理由

備 考

- 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。
- 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

特別管理産業廃棄物処分業許可申請書

平成 年 月 日

長野県知事 殿

申請者

郵便番号

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 4 第 6 項の規定により、特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲 (処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。)	
事務所及び事業場の所在地	事務所 電話番号
	事業場 電話番号
事業の用に供するすべての施設 (施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号 (産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。) を記載すること。)	
保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する特別管理産業廃棄物の種類、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※ 事 務 処 理 欄	

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）
申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍（地番まで記載すること） 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍（地番まで記載すること） 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍（地番まで記載すること） 住所
役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍（地番まで記載すること） 住所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式の総数	株		出資の額	万円
	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本籍（地番まで記載すること） 住所	
(ふりがな) 氏名又は名称		割合		所

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍（地番まで記載すること） 住所
	役職名・呼称	

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

長野県知事

殿

平成 年 月 日

申請者

郵便番号

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

特別管理産業廃棄物収集運搬業
特別管理産業廃棄物処分業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の規定により、
の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
収集運搬業・処分業の区分	
許可に係る事業の範囲(収集運搬業にあつては、取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。)	
変更の内容	
変更の理由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の許可を受けている場合に限る。)	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※ 事務処理欄	

申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍（地番まで記載すること） 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍（地番まで記載すること） 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍（地番まで記載すること） 住所
役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍（地番まで記載すること） 住所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式の総数	株		出資の額	万円
	(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日		

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍（地番まで記載すること） 住所
	役職名・呼称	

備考
 1 ※欄は記入しないこと。
 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

特別管理産業廃棄物処理業
廃止届出書
変更

平成 年 月 日

長野県知事 殿

届出者

郵便番号

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

平成 年 月 日付け第 号で許可を受けた特別管理産業廃棄物処理業に係る以下の事項について 廃止 変更 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容 (規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項を除く。)		

変更した事項の内容 (規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項)

(変更内容が法人に係るものである場合) *法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

(ふりがな) 名 称	住 所

(変更内容が個人に係るものである場合) *法定代理人、役員 (法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 (地番まで記載すること)
	役職名・呼称	住 所

廃止又は変更の理由

備 考

- 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。
- 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

(様式 29)

産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその調達方法

設置及び維持管理に要する資金の総額		
内		
訳		

その資金の調達方法		
内	自己資金	
	借入資金	
訳	金融機関等の名称	

○事業の開始にあたって、新たな資金を必要としない場合は、その理由を記載すること。

--

(様式30)

事業の開始に要する資金の総額及びその調達方法

事業の開始に要する資金の総額		
内		
訳		

その資金の調達方法		
内	自己資金	
	借入資金	
訳	金融機関等の名称	

○事業の開始にあたって、新たな資金を必要としない場合は、その理由を記載すること。

--

※変更許可、変更届にあつては「事業の開始に要する資金」を「事業の変更に要する資金」と読み替えること。

(様式31)

資産に関する調書				平成	年	月	日現在
資産の種別	内	容	数	量	価格、金額 (千円)		
現金預金							
有価証券							
未収入金							
売掛金							
受取手形							
土地							
建物							
備品							
車両							
その他							
資 産 計							
負債の種別	内	容	数	量	価格、金額 (千円)		
長期借入金							
短期借入金							
未払金							
預り金							
前受金							
買掛金							
支払手形							
その他							
負 債 計							

(様式 32)

(特別管理) 産業廃棄物処理業者の帳簿の様式及び管理方法

帳簿の管理責任者	職 名		氏 名	
帳簿の保存場所				
帳簿の様式 (帳簿を備えている場合は、当該帳簿の写しを添付すること)				
帳簿の管理方法 (帳簿の記載方法、閉鎖時期、保存期間等について記入すること)				

(注) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 17 項及び同法施行規則第 10 条の 8(同法第 14 条の 4 第 18 項及び同法施行規則第 10 条の 21)の規定に基づき、記載する帳簿及び一定期間保存する方法について具体的に記載すること。

(様式33)

長 期 的 財 務 計 画 書

平成 年 月 日

申請者

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

1 ・繰越損失金額 _____ 円 (平成 年 月 日現在)

(次期への繰越損失がある場合又は債務超過の場合)

・経常損失金額 _____ 円 (平成 年 月 日現在)

(3年間の平均経常損益が赤字、かつ直前の経常損益が赤字の場合)

2 ・繰越損失金 _____ が発生した理由
・経常損失金 _____

3 今後の事業改善計画

4 今後の収支計画 (単位: _____)

	第 期 (~)	第 期 (~)	第 期 (~)
売 上 高			
売 上 原 価			
売上総利益			
販売費及び一般管理費			
営 業 利 益			
営業外利益			
営業外費用			
経 常 利 益			
特 別 利 益			
特 別 損 失			
税引前当期利益			
繰越損失金額			

※ 繰越損失又は経常損失が解消する時期まで記載すること。

添付書類の省略について

申請者

住所

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

【産業廃棄物処理施設】

産業廃棄物処理施設の（新規・変更）許可にあつて、下記の○印を付した添付書類については、

- ・ 年 月 日付けで提出した産業廃棄物処理施設事前確認手続依頼書
- ・ 年 月 日付けで提出した産業廃棄物処理施設（新規・変更）許可申請書
- ・ 年 月 日付けで提出した産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書

の内容と変更がありませんので、添付を省略します。

1. 処理施設の構造を明らかにする書類(3-1(1))
2. 埋立処分地の周囲の地形・地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面(3-1(2))
3. 処理工程図（処理する産業廃棄物の種類別に記載）(3-1(3))
4. 設置場所及び付近の見取図(3-1(4))
5. 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類(3-1(5))
6. 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金調達方法を記載した書類(3-1(6))
7. 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書等及び納税証明書(3-1(7))
8. 申請者が個人である場合には、資産に関する調書、納税証明書(3-1(8))
9. 申請者が法人である場合は、定款又は寄付行為及び商業・法人登記の登記事項証明書(3-1(9))

【（特別管理）産業廃棄物処分業】

（特別管理）産業廃棄物処分業（新規・更新・変更）許可にあつて、下記の○を付した添付書類については、

- ・ 年 月 日付けで提出した（特別管理）産業廃棄物処分業事前確認手続依頼書
- ・ 年 月 日付けで提出した（特別管理）産業廃棄物処分業（新規・変更・更新）許可申請書
- ・ 年 月 日付けで提出した（特別管理）産業廃棄物処理業変更届

の内容と変更がありませんので添付を省略します。

1. 事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類、最終処分場にあつては、埋立処分地の周囲の地形・地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面(3-2(2))
2. 公図の写し及び不動産登記の登記事項証明書又は土地を使用する権原を有することを証する書類及び施設を使用する権原を有することを証する書類(3-2(3))
3. 処理後に排出される産業廃棄物の種類、量及びその処分方法を記載した書類(3-2(4))
4. 業務を行うに足りる技術的能力を説明する書類(3-2(5))
5. 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類(3-2(6))
6. 申請者が法人である場合には、直前3年の貸借対照表、損益計算書等及び納税証明書(3-2(7))
7. 申請者が個人である場合には、資産に関する調書、納税証明書等(3-2(8))
8. 申請者が法人である場合は、定款又は寄付行為及び商業・法人登記の登記事項証明書(3-2(9))
9. 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類(3-2(12))
10. 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が当該分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類(3-2(13))

(注) 該当する番号を○で囲んでください。

住民票の写し等の省略について

申請者
住所

氏名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

今回の申請にあたり、平成 年 月 日付けで許可された、(都道府県・市名)

(許可番号) の許可証の写しを提出し、住民票の写し等の添付を省略します。

<参考>

1 代用できる許可証

次の許可のうち、当該許可の日から起算して5年を経過しないもの。

- ・産業廃棄物収集運搬業の許可
- ・特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可
- ・産業廃棄物処分業の許可
- ・特別管理産業廃棄物処分業の許可
- ・産業廃棄物収集運搬業の変更許可
- ・特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更許可
- ・産業廃棄物処分業の変更許可
- ・特別管理産業廃棄物処分業の変更許可
- ・産業廃棄物処理施設の許可
- ・産業廃棄物処理施設の変更許可

ただし、「省令第9条の2第5項（同第10条の4第5項、第10条の12第2項、第10条の16第2項、第11条第8項）の規定による許可証の提出の有無 ・無」と記載されたものを除く。

2 省略できる添付書類

- ・本人及び法定代理人の住民票の写し及び後見等登記事項証明書
- ・役員住民票の写し及び後見等登記事項証明書
- ・株主等の住民票の写し及び後見等登記事項証明書若しくは登記簿の謄本
- ・政令で定める使用人の住民票の写し及び後見等登記事項証明書

3 留意事項

- ・更新の申請の際には、更新元の許可証を提出しても省略はできないこと。
- ・役員の変更届には、新役員に係る住民票等の添付が必要であること。
- ・審査において必要と認められる場合には、省略できない場合もあること。

誓 約 書

平成 年 月 日

長野県知事 殿

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

申請者、法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）、役員、発行株式総数の100分の5以上の株式を有する者又は100分の5以上の額に相当する出資をしている者、令第6条の10に規定する使用人については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しないことを誓約します。

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号
 - イ 第7条第5項第4号イからトまでのいずれかに該当する者
 - ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
 - ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
 - ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
 - ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
 - ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号
 - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ハ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（注）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条（傷害罪）、第206条（現場助勢罪）、第208条（暴行罪）、第208条の2（凶器準備集合及び結集罪）、第222条（脅迫罪）若しくは第247条（背任罪）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ニ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。））に該当することにより許可を取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
 - ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
 - ヘ ホに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
 - ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。）がイからトまでのいずれかに該当するもの
 - リ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの
 - ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

(注) その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

産業廃棄物処理施設設置者に係る欠格要件該当届出書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第6項(法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)の規定により、欠格要件に該当したので、関係書類を添えて届け出ます。

一般廃棄物処理施設(産業廃棄物処理施設)の場所	
一般廃棄物処理施設(産業廃棄物処理施設)の種類	
許可の年月日及び許可番号	
該当するに至った欠格要件及びその具体的事由	
欠格要件に該当するに至った年月日	
(備考) この届出書は、欠格要件に該当するに至った日から2週間以内に提出すること。	

(特別管理) 産業廃棄物処理業者に係る欠格要件該当届出書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 14 条の 2 第 3 項 第 14 条の 5 第 3 項 で準用する同法第 7 条の 2 第 4 項の規定により、欠格要件に該当したので、関係書類を添えて届け出ます。

(特別管理) 産業廃棄物処理業の許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
該当するに至った欠格要件及びその具体的事由	
欠格要件に該当するに至った年月日	
(備考) この届出書は、欠格要件に該当するに至った日から 2 週間以内に提出すること。	

産業廃棄物処理施設の技術上の基準対照表（施行規則第 12 条）

技 術 上 の 基 準	対 応 状 況 等
一 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。	
二 削除	
三 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。	
四 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。	
五 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。	
六 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。	
七 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の能力に応じ、十分な容量を有するものであること。	

(様式 41)

産業廃棄物処理施設の技術上の基準（個別基準）対照表（施行規則第 12 条の 2）

○汚泥の脱水施設

技 術 上 の 基 準	対 応 状 況 等
施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。	

○汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設を除く）

技 術 上 の 基 準	対 応 状 況 等
施設の煙突から排出されるガスにより生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていること。	

○汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設に限る。）

技 術 上 の 基 準	対 応 状 況 等
一 天日乾燥床の側面及び底面は、不透水性の材料が用いられていること。	
二 天日乾燥床の周囲には、地表水の天日乾燥床への流入を防止するために必要な開渠その他の設備が設けられていること。	

○廃油の油水分離施設

技 術 上 の 基 準	対 応 状 況 等
一 事故時における受入設備、油水分離設備及び回収油貯留設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられていること。	
二 施設が設置される床又は地盤面は、水及び油が浸透しない材料で築造されていること。	

○廃酸又は廃アルカリの中和施設

技 術 上 の 基 準	対 応 状 況 等
<p>第2項の規定（施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていることとする）の例によるほか、廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を調節する設備並びに廃酸又は廃アルカリと中和剤とを混合するかくはん装置が設けられていることとする。</p>	

○廃プラスチック類の破碎施設、木くず又はがれき類の破碎施設

技 術 上 の 基 準	対 応 状 況 等
<p>一 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他の必要な装置が設けられていること。</p>	

○廃プラスチック類の破碎施設、木くず又はがれき類の破碎施設（固型化燃料施設）

技術上の基準	対応状況等
一 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他の必要な装置が設けられていること。	
二 破碎した廃プラスチック類の圧縮固化（物を処分するために、圧縮し、押出しにより成形し、かつ密度を高めて固型化することをいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、次によること。	
イ 定量ずつ連続的に廃プラスチック類を成形設備に投入することができる供給設備が設けられていること。	
ロ 設備内の温度又は設備の出口における温度若しくは一酸化炭素の濃度を連続的に測定するための装置が設けられた成形設備が設けられていること。	
ハ 次の要件を備えた冷却設備が設けられていること。ただし、圧縮固化した廃プラスチック類の温度が、保管設備へ搬入するまでに外気温度を大きく上回らない程度となる場合は、この限りでない。	
(1) 圧縮固化した廃プラスチック類の温度を大きく上回らない程度に冷却できるものであること。	
(2) 冷却設備の入口及び出口における温度を連続的に測定するための装置が設けられていること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。	
(3) 冷却設備内の温度又は一酸化炭素の濃度を連続的に測定するための装置が設けられていること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。	
ニ 圧縮固化した廃プラスチック類を保管する場合にあっては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。	
(1) 常時換気することができる構造であること。	

<p>(2) 散水装置、消火栓その他の消火設備が設けられていること。</p>	
<p>ホ 圧縮固化した廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合（トに掲げる場合を除く。）にあつては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。</p>	
<p>(1) 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p>	
<p>(2) 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、圧縮固化した廃プラスチック類を速やかに取り出すことができる構造であること又は不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。</p>	
<p>ヘ 圧縮固化した廃プラスチック類をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いずに保管する場合であつて、当該保管の期間が7日を超えるとき、又は保管することのできる圧縮固化した廃プラスチック類の数量が、圧縮固化を行う設備の1日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるときは、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。</p>	
<p>(1) 圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。</p>	
<p>(2) 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。ただし、圧縮固化した廃プラスチック類を外気に開放されていることにより通風が良好である場所に保管する場合には、この限りでない。</p>	
<p>ト 圧縮固化した廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合であつて、当該保管の期間が7日を超えるとき、又は保管することのできる廃プラスチック類の数量が、圧縮固化を行う設備の1日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるときは、ニの規定にかかわらず、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。</p>	

(1) 圧縮固化した廃プラスチック類の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置が講じられていること。	
(2) 圧縮固化した廃プラスチック類を連続的に保管設備に搬入する場合は、当該圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。ただし、他の保管設備において保管していた圧縮固化した廃プラスチック類を搬入する場合は、この限りでない。	
(3) 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	
(4) 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。	

○別表第3の3に掲げる物質又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設

技 術 上 の 基 準	対 応 状 況 等
第2項の規定（施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること）の例によるほか、汚泥、セメント及び水を均一に混合することができる混練設備が設けられていることとする。	

○水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設

技 術 上 の 基 準	対 応 状 況 等
一 次の要件を備えたばい焼設備が設けられていること。	
イ ばい焼温度がおおむね摂氏 600℃以上の状態で汚泥をばい焼することができるものであること。	
ロ ばい焼温度を速やかにイに掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な加温装置が設けられていること。	
二 ばい焼により発生する水銀ガスを回収する設備が設けられていること。	

○汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設

<p>第2項の規定（施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること）の例によるほか、次のとおりとする。</p>	
<p>一 高温熱分解方式の施設にあつては、第3項の規定の例によるほか、次の要件を備えた熱分解設備が設けられていること。</p>	
<p>イ 分解室の出口における炉温がおおむね摂氏900℃以上状態でシアン化合物を分解することができるものであること。</p>	
<p>ロ 分解室の出口における炉温を速やかにイに掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。</p>	
<p>ハ 分解室への供給空気量を調節することができる装置が設けられていること。</p>	
<p>二 酸化分解方式の施設にあつては、廃酸又は廃アルカリ、酸化剤及び中和剤の供給量を調節する設備並びに廃酸又は廃アルカリと酸化剤及び中和剤とを混合するかくはん装置が設けられていること。</p>	

(様式 42)

産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準対照表（施行規則第 12 条の 6）

維持管理の技術上の基準	対 応 状 況 等
一 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	
二 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	
三 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	
四 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	
五 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	
六 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	
七 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	
八 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	
九 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置（法第 21 条の 2 第 1 項に規定する応急の措置を含む。）の記録を作成し、3 年間保存すること。	

(様式 43)

産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準対照表（個別基準）（施行規則第 12 条の 7）

○汚泥の脱水施設

維持管理の技術上の基準	対応状況等
一 脱水機の脱水機能の低下を防止するため、定期的にくろ布又は脱水機の洗浄を行うこと。	
二 汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。	

○汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設を除く。）

維持管理の技術上の基準	対応状況等
一 汚泥の性状に応じ、乾燥設備を乾燥に適した状態に保つように温度を調節すること。	
二 施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にはばい煙に関する検査を行うこと。	

○汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設に限る。）

維持管理の技術上の基準	対応状況等
定期的に天日乾燥床を点検し、汚泥又は汚泥からの分離液が流出し、又は地下に浸透するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずることとする。	

○廃油の油水分離施設

維持管理の技術上の基準	対応状況等
一 廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。	
二 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	

○廃酸又は廃アルカリの中和施設

維持管理の技術上の基準	対応状況等
一 中和槽内の水素イオン濃度指数を測定し、廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を適度に調節すること。	
二 廃酸又は廃アルカリと中和剤との混合を十分に行うこと。	
三 廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。	

○廃プラスチック類の破碎施設、木くず又はがれき類の破碎施設

維持管理の技術上の基準	対応状況等
一 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	

○廃プラスチック類の破碎施設、木くず又はがれき類の破碎施設（固型化燃料施設）

維持管理の技術上の基準	対応状況等
一 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	
二 破碎した廃プラスチック類の圧縮固化を行う場合にあつては、次によること。	
イ 成形設備にあつては、次によること。	
(1) 運転を開始する場合には、成形設備内のちりを除去すること。	
(2) 廃棄物の投入は、定量ずつ連続的に行うこと。	
(3) 成形設備内の温度又は成形設備の出口における温度若しくは一酸化炭素の濃度を連続的に測定すること。	
(4) (3)の規定により測定した温度又は濃度が成形設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。	

<p>ロ 冷却設備にあつては、次によること。ただし、圧縮固化した廃プラスチック類の温度が、保管設備へ搬入するまでに外気温度を大きく上回らない程度となる場合は、この限りでない。</p>	
<p>(1) 圧縮固化した廃プラスチック類の温度を外気温度を大きく上回らない程度に冷却すること。</p>	
<p>(2) 冷却設備の入口及び出口における温度を連続的に測定すること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。</p>	
<p>(3) 冷却設備内の温度又は一酸化炭素の濃度を連続的に測定すること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。</p>	
<p>(4) 冷却設備内で圧縮固化した廃プラスチック類が滞留する場合にあつては、火災の発生を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	
<p>(5) (2) 及び(3)の規定により測定した温度又は濃度が冷却設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。</p>	
<p>ハ 圧縮固化した廃プラスチック類を保管設備に搬入しようとする場合にあつては、次によること。</p>	
<p>(1) 圧縮固化した廃プラスチック類の温度が外気温度を大きく上回らない程度であることを測定により確認し、かつ、記録すること。</p>	
<p>(2) 圧縮固化した廃プラスチック類の外観を目視により検査し、著しく粉化していないことを確認し、かつ、記録すること。</p>	
<p>ニ 圧縮固化した廃プラスチック類を保管設備から搬出しようとする場合にあつては、ハの規定に例による。</p>	
<p>ホ 搬出しようとする圧縮固化した廃プラスチック類の性状がニの規定によりその例によるものとされたハ(1)又は(2)の基準に適合しない場合にあつては、必要な措置を講ずること。</p>	

<p>へ 保管設備に搬入した圧縮固化した廃プラスチック類の性状を適正に管理するために温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること。</p>	
<p>ト 圧縮固化した廃プラスチック類を保管する場合にあっては、次によること。</p>	
<p>(1) 保管設備内を常時換気すること。</p>	
<p>(2) 保管期間がおおむね7日間を超える場合にあっては、圧縮固化した廃プラスチック類の入替えその他の圧縮固化した廃プラスチック類の放熱のために必要な措置を講ずること。</p>	
<p>チ 圧縮固化した廃プラスチック類をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いて保管する場合にあっては、次によること。</p>	
<p>(1) 複数の容器を用いて保管する場合にあっては、各容器の周囲の通気を行うことができるよう適当な間隔で配置することその他の必要な措置を講ずること。</p>	
<p>(2) 容器中に圧縮固化した廃プラスチック類の性状を把握するために適当に抽出した容器ごとに当該圧縮固化した廃プラスチック類の温度を測定し、かつ、記録すること。</p>	
<p>(3) (2)の規定により測定した温度が容器を用いて保管する上で適切なものとなっていることを確認すること。</p>	
<p>リ 圧縮固化した廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合（ルに掲げる場合を除く。）にあっては、次によること。</p>	
<p>(1) 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	
<p>(2) (1)の規定により測定した温度及び濃度が保管設備を管理する上で適切なものとなっていること。</p>	
<p>ヌ 圧縮固化した廃プラスチック類を第12条の2第9項第2号への規定による保管設備に保管する場合にあっては、ト(2)の規定にかかわらず、次によること。</p>	

(1) 保管設備内を定期的に清掃すること。	
(2) 保管した圧縮固化した廃プラスチック類のかくはんその他の圧縮固化した廃プラスチック類の温度の異常な上昇を防止するために必要な措置を講ずること。	
(3) 圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に測定すること。	
(4) 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。ただし、圧縮固化した廃プラスチック類を外気に開放されていることにより通風が良好である場所に保管する場合は、この限りでない。	
(5) (3) 及び(4)の規定により監視し、又は測定した温度が保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。	
ル 圧縮固化した廃プラスチック類を第12条第9項第2号トの規定による保管設備に保管する場合にあっては、トの規定にかかわらず、次によること。	
(1) 保管設備内を定期的に清掃すること。	
(2) 圧縮固化した廃プラスチック類の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置を講ずること。	
(3) 圧縮固化した廃プラスチック類を連続的に保管設備に搬入する場合は、当該圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視すること。ただし、他の保管設備において保管していた圧縮固化した廃プラスチック類を搬入する場合は、この限りでない。	
(4) 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録すること。	
(5) (4)の規定により測定した温度又は濃度については保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること。	
ヲ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	

<p>ワ 圧縮固化した廃プラスチック類を保管設備に搬入することなく、破砕施設から搬出しようとする場合は、当該圧縮固化した廃プラスチック類の性状を適切に管理するために温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること。</p>	
---	--

○別表第3の3に掲げる物質又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設

維持管理の技術上の基準	対応状況等
<p>第2項第2号の規定（汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること）の例によるほか、汚泥、セメント及び水の混合を均一に行い、かつ、当該混合物を十分に養生することとする。</p>	

○水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設

維持管理の技術上の基準	対応状況等
<p>第2項第2号（汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること）、第3項第2号（施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にばい煙に関する検査を行うこと）及び第4条の5第1項第2号フの規定（火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること）の例によるほか、次のとおりとする。</p>	
<p>一 ばい焼室の温度をおおむね摂氏 600℃以上にした後、汚泥を投入すること。</p>	
<p>二 ばい焼に当たっては、ばい焼温度を前号に掲げる温度異常に保つとともに、異常な高温とならないようにすること。</p>	
<p>三 ばい焼によって生ずる水銀ガスを回収すること。</p>	

○汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設

維持管理の技術上の基準	対応状況等
<p>一 汚泥からの分離液、廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。</p>	

<p>二 高温分解方式の施設にあつては、第3項第2号（汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること）及び第4条の5第1項第2号フの規定（火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること）の例によるほか、次によること。</p>	
<p>イ 分解室の出口における炉温をおおむね摂氏900℃以上にした後、汚泥、廃酸又は廃アルカリを投入すること。</p>	
<p>ロ 熱分解に当たっては、分解室の出口における炉温をイに掲げる温度以上に保つとともに、異常な高温とならないようにすること。</p>	
<p>三 酸化分解方式の施設にあつては、次によること。</p>	
<p>イ 分解槽内の水素イオン濃度指数を測定し、廃酸又は廃アルカリ、酸化剤及び中和剤の供給量を適度に調節すること。</p>	
<p>ロ シアン化合物を含む廃酸又は廃アルカリと酸化剤及び中和剤との混合を十分に行うこと。</p>	
<p>ハ 酸化分解によって生じたガスにより周囲の生活環境が損なわれないように必要な措置を講ずること。</p>	

欠 格 要 件 に つ い て

産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の許可に係る欠格要件は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第14条第5項第2号（14条の4第5項第2号、15条の2第1項第4号）に規定する次のものをいいます。

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 廃棄物処理法、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法律で政令で定めるもの（大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 廃棄物処理法第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可を取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- 5 廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- 6 5に規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、5の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出にかかる個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- 7 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 9 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合には、その役員を含む。）が上記の1から8のいずれかに該当するもの
- 10 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに上記1から8のいずれかに該当する者のあるもの
- 11 個人で政令で定める使用人のうちに上記1から8のいずれかに該当する者のあるもの
- 12 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(別紙2)

後見等の登記事項証明書について

後見等の登記事項証明書は、欠格要件のうち、成年被後見人又は被保佐人に該当していないかどうかを審査するために必要になる書類です。

以下により、交付を受けて添付してください。

1 交付申請する書類

成年被後見人又は被保佐人として登記されていないことの証明書

2 申請手続き

(1) 窓口申請の場合

全国の法務局（札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・高松・福岡）及び地方法務局の本局戸籍課窓口で取り扱っています。

※ 長野県内では、下記の窓口でのみ取り扱っています。

〒380-0846 長野市旭町 1108 長野地方法務局 戸籍課 電話番号：026-235-6611
--

(2) 郵送申請の場合

ア 東京法務局のみの取り扱いとなっていますので、下記へ申請してください。

〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎（4階） 東京法務局 民事行政部 後見登録課 電話番号：03-5213-1360（ダイヤルイン）

イ 申請書の様式は、東京法務局（後見登録課）のほか、最寄りの法務局・地方法務局及びその支局、法務省ホームページ（<http://www.moj.go.jp/>）等でも入手できます。

ウ 申請書に、1通につき300円の収入印紙（手数料）を貼付し、返信用封筒（あて名を明記の上、返信用切手を貼付したもの）を同封し、送付してください。

3 ご不明な点は、東京法務局（後見登録課）又は最寄りの法務局・地方法務局にお問い合わせください。

(別紙3)

(特別管理) 産業廃棄物処理業者の帳簿の記載について

- 産業廃棄物の処理を受託した収集運搬業者及び処分業者は、受託した産業廃棄物に関する帳簿を作成する義務があります。
- 帳簿は事業場ごとに備え、産業廃棄物の種類ごとに下記の項目について記載する必要があります。
- 帳簿の記載期限は次のとおりです。
 - ・ A②及びC②については、マニフェストが交付又は回付された日から10日以内
 - ・ B③及びD③～⑤については、マニフェストに係る産業廃棄物の引き渡しまで
 - ・ その他の項目については、前月中の事項を当月末まで
- 帳簿は1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場ごとに保存しなければなりません。

収集運搬業者の記載項目	⇒	A
中間処理業者の記載項目 (収集運搬業者及び処分業者に委託する場合)	⇒	B、C、D
中間処理業者の記載項目 (処分業者のみに委託する場合)	⇒	C、D
最終処分業者の記載項目	⇒	C

A 収集又は運搬について

- ① 運搬年月日
- ② 交付されたマニフェストごとの交付者氏名又は名称・交付年月日・交付番号
- ③ 受入先ごとの受入量
- ④ 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
- ⑤ 積替又は保管場所ごとの搬出量 (積替保管を行う場合に限る)

B 収集運搬の委託について

- ① 委託年月日
- ② 受託者の氏名又は名称・住所・許可番号
- ③ 交付したマニフェストごとの交付年月日・交付番号
- ④ 運搬先ごとの運搬量

C 処分について

- ① 受入又は処分年月日
- ② 交付されたマニフェストごとの交付者氏名又は名称・交付年月日・交付番号
- ③ 受入先ごとの受入量
- ④ 処分方法ごとの処分量
- ⑤ 処分後 (埋立処分を除く) の廃棄物の持ち出し先ごとの持出量

D 処分の委託について

- ① 委託年月日
- ② 受託者の氏名又は名称・住所・許可番号
- ③ 交付したマニフェストごとの交付年月日・交付番号
- ④ 交付した二次マニフェストごとの一次マニフェストの交付者氏名又は名称・交付年月日・交付番号
- ⑤ 受託者ごとの委託の内容・委託量

地 域 振 興 局 管 轄 区 域 一 覧 表

地域振興局名	住 所	直通電話	管 轄 区 域
佐 久	〒385-8533 佐久市跡部65-1 佐久地域振興局 環境課	0267(63)3166	佐久市 小諸市 南佐久郡 北佐久郡
上 田	〒386-8555 上田市材木町1-2-6 上田地域振興局 環境課	0268(25)7134	上田市 東御市 小県郡
諏 訪	〒392-8601 諏訪市上川1-1644-10 諏訪地域振興局 環境課	0266(57)2952	岡谷市 諏訪市 茅野市 諏訪郡
上伊那	〒396-8666 伊那市荒井3497 上伊那地域振興局 環境課	0265(76)6817	伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡
南信州	〒395-0034 飯田市追手町2-678 南信州地域振興局 環境課	0265(53)0434	飯田市 下伊那郡
木 曾	〒397-8550 木曾郡木曾町福島2757-1 木曾地域振興局 環境課	0264(25)2234	木曾郡
松 本	〒390-0852 松本市大字島立1020 松本地域振興局 環境課	0263(40)1956	松本市 塩尻市 安曇野市 東筑摩郡
北アルプス	〒398-8602 大町市大町1058-2 北アルプス地域振興局 環境課	0261(23)6563	大町市 北安曇郡
長 野	〒380-0836 長野市大字南長野南県町686-1 長野地域振興局 環境課	026(234)9533	須坂市 千曲市 埴科郡 上高井郡 上水内郡
北 信	〒383-8515 中野市大字壁田955 北信地域振興局 環境課	0269(23)0202	中野市 飯山市 下高井郡 下水内郡
資源循環 推進課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2	026(235)7164	

長野市内における業務に係る申請等については、長野市廃棄物対策課にお問い合わせください。

長野市 廃棄物対策課	〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613	026(224)7320	長野市
---------------	----------------------------	--------------	-----

【主な改定内容】

○組織改正に伴うもの（地方事務所→地域振興局）

○廃棄物処理法施行規則の一部改正（平成29年5月15日施行）に伴うもの

改定箇所	改定内容
<ul style="list-style-type: none"> ・「（特別管理）産業廃棄物収集運搬業の許可申請等に必要の手続」の4 ・「申請・届出等にあたっての留意点」の5(1)エ 	変更届の提出期間について、法人で登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、当該変更の日から30日であることを追加。

○添付書類の表

改定箇所	改定内容（下線部分は、追加した事項）
<ul style="list-style-type: none"> ・1-2-1(4)、2-1-1(6)、2-4-1(10) 	施設の維持管理計画に関する書類（中間処理施設にあっては産業廃棄物処理施設・許可不要施設にかかわらず、省令第12条の6及び第12条の7に規定する産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準への対応状況を示す書類（対照表）を、 <u>最終処分場</u> にあっては <u>最終処分場基準省令第2条第2項に規定する産業廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準への対応状況を示す書類（対照表）</u> を添付すること。）
<ul style="list-style-type: none"> ・1-2-3(10)、2-1-3(11)、2-4-3(11) 	<u>最終処分場基準省令第2条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場の技術上の基準に適合していることを証する書類</u>
<ul style="list-style-type: none"> ・2-1-1(4)、2-4-1(6)、3-1(8)、3-2(8)、3-3-1(5)、3-3-3(4) 	申請者が個人である場合、資産に関する調書（様式31）、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（確定申告書の写し、 <u>確定申告書の別表の写し等の関係書類及び納税証明書（その1）</u> ）
<ul style="list-style-type: none"> ・2-4-1(8)、3-2(5) 	業務を行うに足りる技術的能力を説明する書類（（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施する <u>産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（処分課程）</u> を修了した者にあっては、その修了証の写し）
<ul style="list-style-type: none"> ・2-4-2(3) 	「産業廃棄物処理施設」→「事業の用に供する施設」
<ul style="list-style-type: none"> ・3-2(2) 	事業の用に供する施設（処理前・処理後の保管施設を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書（物質収支計算書及び産業廃棄物処理施設・許可不要施設にかかわらず、省令第12条及び第12条の2に規定する <u>産業廃棄物処理施設</u> の技術上の基準への対応状況を示す書類（対照表）を添付すること。）並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあっては、埋立処分地の周囲の地形・地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

○（様式40）～（様式43）を追加

○主な改定内容を最終ページに掲載

○その他、所要の改正